

第 3 期

西伊豆町子ども・子育て支援事業計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月
西伊豆町

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の策定方法	3
1. 西伊豆町子ども・子育て会議の設置	3
2. 子育て世帯の実態把握のためのアンケート調査の実施	3
3. 子育て支援団体等へのアンケート調査の実施	3
4. パブリックコメントの実施	3
5. その他（「子ども」及び「こども」の表記について）	3
第2章 西伊豆町の子ども・子育て環境	4
第1節 西伊豆町の現状	4
1. 西伊豆町の概況	4
2. 人口の推移	4
3. 世帯の状況	5
4. 自然動態の状況	8
5. 婚姻・離婚の状況	9
6. 女性の労働力状態	9
7. 母子保健の状況	10
第2節 子ども・子育てを取り巻く環境	11
1. 生活保護世帯数の推移	11
2. 障がい児数の推移	11
3. 認定こども園の設置状況・利用状況	12
4. 放課後児童クラブの設置状況・利用状況	12
5. 地域型保育事業、その他の保育施設	13
6. その他の子ども・子育て支援事業等の実施状況	13
7. 小学校・中学校	13
第3章 町民アンケート調査からみた西伊豆町の現状	14
第1節 調査の概要	14
第2節 町民アンケート調査の結果（概要）	15
1. 回答者の配偶者関係	15
2. 子育てをする上で気軽に相談できる人または場所	16
3. 母親の就労状況	17
4. 子どもの放課後の過ごさせ方の希望（小学校低学年時）	18
5. 子どもの放課後の過ごさせ方の希望（小学校高学年時）	19

6. 子育て環境や支援の状況の満足度	20
7. 子育て環境や支援の状況の重要度	21
8. 子育てに関する情報の入手先	22
9. 子育てをするなかで必要だと感じる支援・対策	24
第4章 現行計画の進捗状況	25
第1節 計画全体の進捗状況	25
第2節 基本目標ごとの進捗状況	26
基本目標1：子育て家庭を総合的に支援する仕組みづくり（進捗率 72.7%）	26
基本目標2：子どもの健やかな育ちを支える環境づくり（進捗率 84.0%）	26
基本目標3：すべての子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援体制づくり（進捗率 80.0%）	27
基本目標4：安心して子育てできる地域づくり（進捗率 60.0%）	27
第5章 計画の基本的な考え方	28
第1節 計画の基本理念	28
第2節 計画の推進における基本的な視点	28
第3節 基本目標	29
第4節 施策の体系	30
第6章 施策の展開	31
基本目標1 安心して子どもを産み育てられる社会の実現	31
基本施策 1-1 幼児期の教育・保育の提供体制の整備	31
基本施策 1-2 地域における子育て支援サービスの充実	32
基本施策 1-3 相談事業・情報提供の充実	33
基本目標2 子ども・若者の健やかな育ちを支える社会の実現	35
基本施策 2-1 健やかな育ちのための教育環境等の整備	35
基本施策 2-2 母子保健の充実	36
基本施策 2-3 子どもの安全を守る地域づくり	38
基本施策 2-4 仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援	39
基本目標3 誰一人取り残さない子ども・子育て支援体制の実現	41
基本施策 3-1 障がい児支援対策の充実	41
基本施策 3-2 子どもと子育て家庭のための経済的な支援	42
基本施策 3-3 子育てしやすい生活環境の整備	43
基本目標4 子ども・若者の尊厳が尊重される社会の実現	44
基本施策 4-1 児童虐待防止対策の充実	44
基本施策 4-2 「子どもの権利」の保障	44
基本施策 4-3 子ども・若者の意見の尊重	45
第7章 主要事業の量の見込みと提供体制	46
第1節 教育・保育提供区域の設定	46
1. 教育・保育提供区域について	46

2. 本町における教育・保育提供区域.....	46
第2節 量の見込みとサービス提供体制の確保について	47
1. 量の見込みとは	47
2. 子ども・若者人口の推計	47
3. 保育の必要性の認定.....	48
4. 提供体制の整備	48
第3節 幼児期の教育・保育給付の量の見込みと提供体制	49
1. 教育・保育に関する施設・事業について	49
2. 幼児期の教育・保育給付の量の見込みと確保方策	50
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	53
1. 利用者支援事業	53
2. 時間外保育事業（延長保育事業）	54
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	55
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	56
5. 乳児家庭全戸訪問事業	56
6. 養育支援訪問事業.....	57
7. 地域子育て支援拠点事業	57
8. 一時預かり事業	58
9. 病児保育事業	59
10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児対象】	60
11. 妊婦健康診査.....	61
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	61
13. 多様な事業者が本制度に参入することを促進するための事業.....	62
14. 子育て世帯訪問支援事業.....	62
15. 児童育成支援拠点事業	63
16. 親子関係形成支援事業	64
17. 妊婦等包括相談支援事業.....	65
18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	66
19. 産後ケア事業.....	67
第5節 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策	68
1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方	68
2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策.....	68
3. 教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携及び小学校等との連携の推進方策.....	68
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	69
第8章 計画の推進.....	70
第1節 計画の推進体制.....	70
1. 関係機関等との連携.....	70
2. 社会情勢や経済情勢にあわせた柔軟な対応.....	70

第2節 進捗状況の把握.....	70
資料編.....	71
西伊豆町子ども・子育て会議条例	71
西伊豆町子ども・子育て会議委員名簿.....	73
計画策定経過.....	74

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっており、将来的な人口減少は避けられないと見込まれています。

厚生労働省が発表した令和5年の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は1.20まで低下しており、これは人口維持に必要とされるおおよその水準である人口置換水準（2.07～2.08）を大きく下回っています。また、年間の出生数は過去最低を更新し、72万7,288人であったことが報告されています。

社会においては、婚姻率の低下、晩婚化、若年層の経済的不安定など、様々な要因が少子化に拍車をかけており、将来の地域を担う人材の減少、労働力不足や高齢者の増加に伴う現役世代への負担増が危惧されています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうしたなか、令和5年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足し、少子化対策や子育て支援、いじめ対策など複数省庁にまたがっていた子どもを取り巻く課題に一元的に取り組み、子ども施策推進の司令塔として機能することが期待されています。

本町においては、「子ども・子育て支援法」に基づいて令和2年3月に「第2期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、【「子育て」と「育ち」に優しいまち 西伊豆】を基本理念として、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

本計画は、「第2期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもってその計画期間を終了することを受け、これまでの町の取組を振り返るとともに、国の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、保護者や地域住民、行政が連携して子育て支援の各事業を計画的に推進していくために策定するものです。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に従って、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、社会全体で子育て・子育てを支援していくため、子どもが健やかに成長する環境整備や、住民の子育てニーズに対応できる子育て支援施策について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、国の動向や町の現状を踏まえるとともに、これまでの町の実組との継続性を保ち、同時に、様々な分野の実組を総合的、一体的に進めるため、「西伊豆町総合計画」を上位計画として、「西伊豆町地域福祉計画」「賀茂地区障害者計画」、「西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と連携・調和を図りながら策定するものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画で定められた5年間（令和7年度～令和11年度）とし、令和11年度中に見直しを行います。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



第4節 計画の策定方法

1. 西伊豆町子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされています。

本計画は、西伊豆町子ども・子育て会議条例に基づき、「子どもの保護者」、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する町の職員」、「子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者」、「その他町長が必要と認める者」のうちから町長が委嘱または任命した委員により組織された「西伊豆町子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定しています。

2. 子育て世帯の実態把握のためのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象に、子育ての状況と意識、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート形式のニーズ調査を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

3. 子育て支援団体等へのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者や子どもにふれあう機会の多い団体を対象に、団体の立場から見た子育て世帯や子どもの状況への気付きやアプローチの状況、行政に期待することなどを把握することを目的に、アンケート形式の調査を実施しました。

本調査については、町内対象団体が少数であることから、集計を行わずすべての回答を庁内関係部署と共有し各種施策・取組等の検討に活用しました。

4. パブリックコメントの実施

住民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントを実施しました。（令和7年2月）

5. その他（「子ども」及び「こども」の表記について）

令和4年9月15日付の内閣官房発出の事務連絡によると、こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、同法の基本理念を踏まえ、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障される期間を一定の年齢で画することのないよう、平仮名の「こども」表記が推奨されています。

しかしながら、本計画策定時点においては、こども基本法における「こども」の定義が社会に十分に浸透していないことを踏まえ、本計画では、法令に根拠がある場合や固有名詞を用いる場合等の特別な場合を除き「子ども」表記を用いるものとします。

第2章 西伊豆町の子ども・子育て環境

第1節 西伊豆町の現状

1. 西伊豆町の概況

本町は、静岡県東部、伊豆半島西海岸の中央に位置し、西側は駿河湾に、東側は急峻な山並みの天城山系が連なり、北と南にその支脈が海岸まで迫っています。北は伊豆市、南は松崎町、東は河津町に接し、東西約12.5キロメートル、南北約12キロメートルで面積は105.54平方キロメートルとなっています。

美しい海岸線と豊かな自然が広がる観光地として知られ、温泉や絶景の夕陽が魅力です。観光名所には堂ヶ島や黄金崎公園などがあり、マリンスポーツも盛んです。また、町の中心部には町営温泉や地元の海産物を楽しめる飲食店が点在しています。

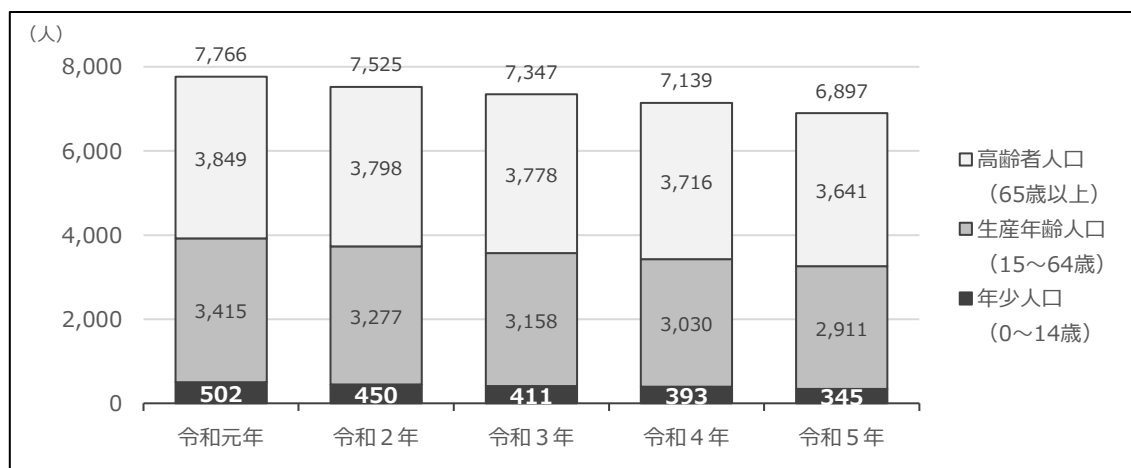
一方、町の総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

2. 人口の推移

令和元年から令和5年までの住民基本台帳人口をみると、本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年10月1日時点で6,897人となっています。

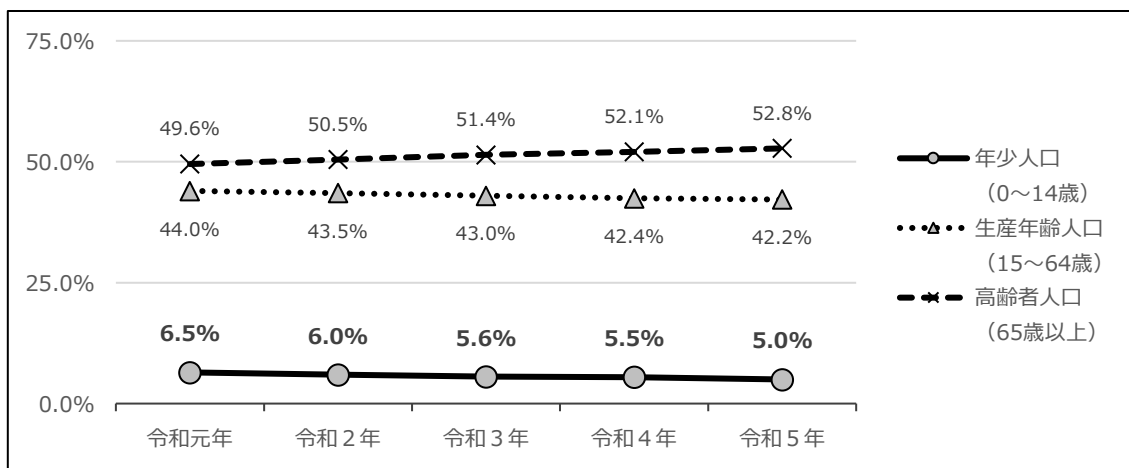
年少人口（0～14歳）は、令和元年の502人から令和5年には345人と157人の減少となり、総人口に占める割合も減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は令和元年の3,849人から令和5年には3,641人と208人減少していますが、総人口に占める割合は増加傾向で令和2年には50%を超えており、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

■ 年齢3区分別人口割合の推移 ■



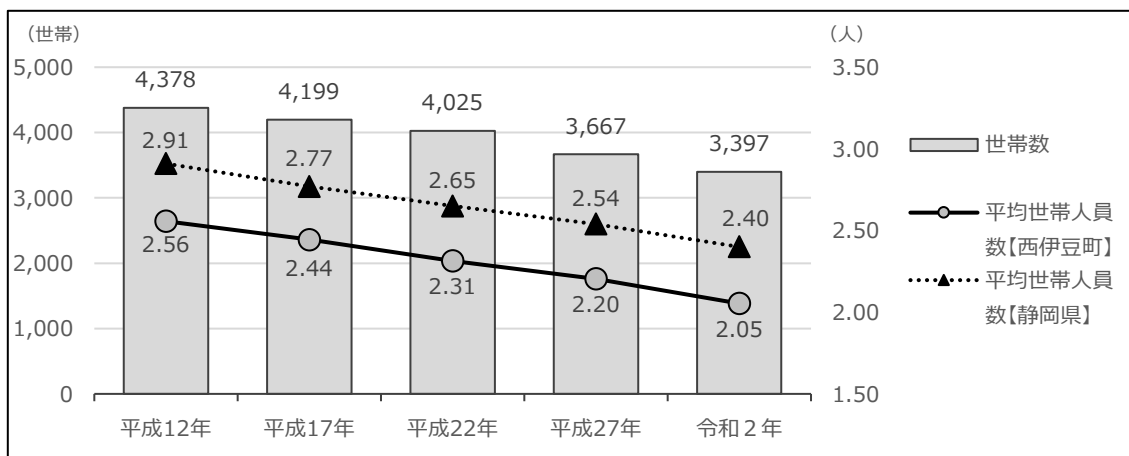
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

3. 世帯の状況

（1）世帯数・平均世帯人員数の状況

本町の世帯数と平均世帯人員数をみると、世帯数・平均世帯人員数ともに減少傾向にあり、世帯数の減少と世帯規模の縮小が同時に進行しています。

■ 世帯数・平均世帯人員数の推移 ■

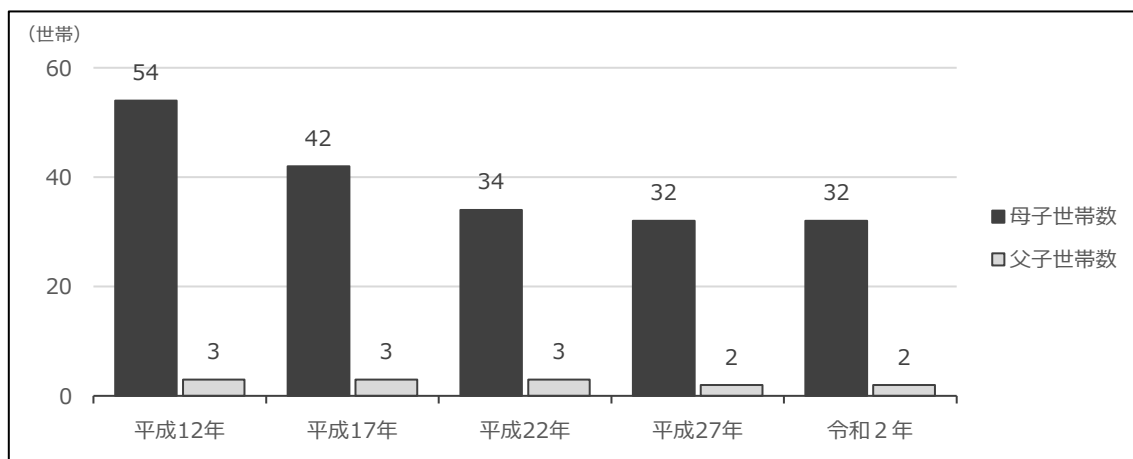


資料：国勢調査

(2) 母子世帯・父子世帯の状況

父子世帯数は概ね横ばい傾向で推移する一方、母子世帯数は減少傾向で推移しています。
令和2年国勢調査の結果では母子世帯数は32世帯、父子世帯数は2世帯となっています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移 ■



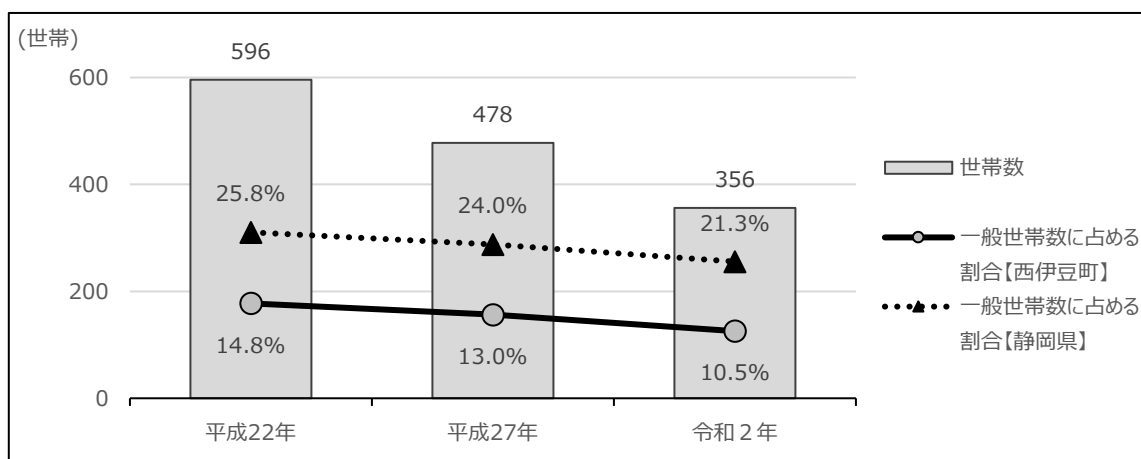
資料：国勢調査

(3) 世帯員の年齢による世帯の状況

① 18歳未満世帯員のいる世帯の状況

18歳未満世帯員のいる一般世帯数は大きく減少しています。
町の一般世帯数に占める割合も減少しており、令和2年時点で10.5%となっています。

■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移 ■



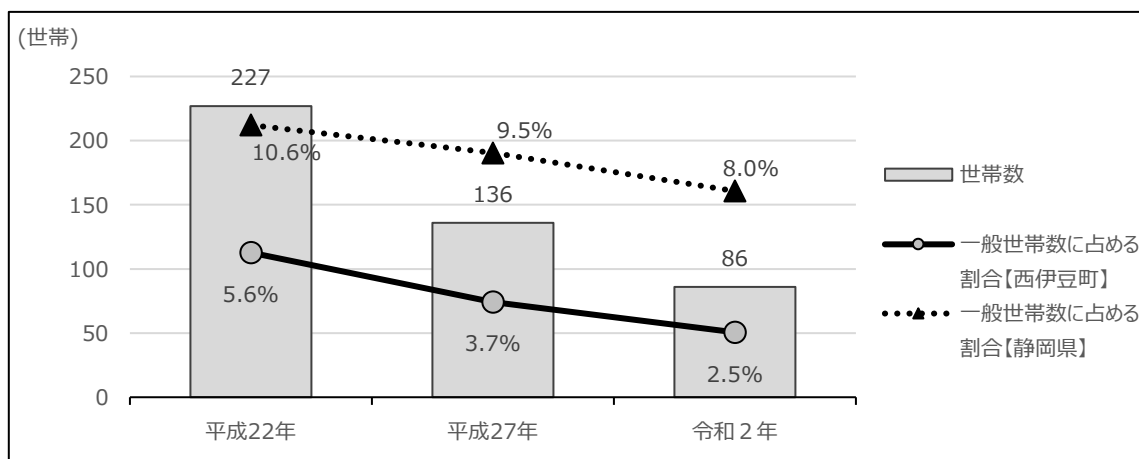
資料：国勢調査

② 6歳未満世帯員のいる世帯の状況

18歳未満世帯員のいる世帯のうち、6歳未満世帯員の一般世帯数についても大きく減少しており、令和2年時点で86世帯となっています。

町の一般世帯数に占める割合も、令和2年時点で2.5%まで減少しています。

■ 6歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移 ■

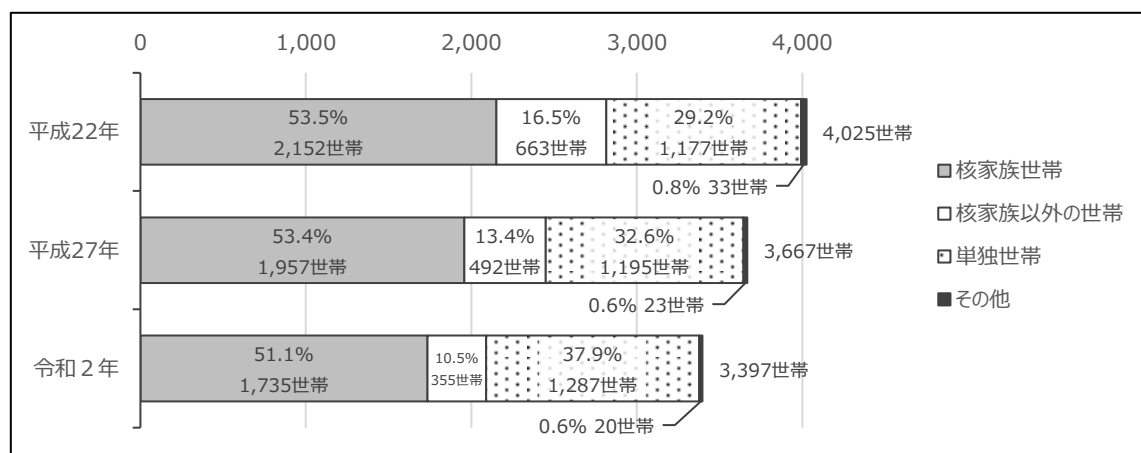


資料：国勢調査

(4) 家族類型別世帯数の状況

核家族世帯数は総世帯数の減少に伴い減少傾向で推移しています。また、総世帯数に占める核家族世帯数の割合も減少している一方で、単独世帯については世帯数、総世帯数に占める割合ともに増加しています。

■ 家族類型別世帯割合の状況 ■



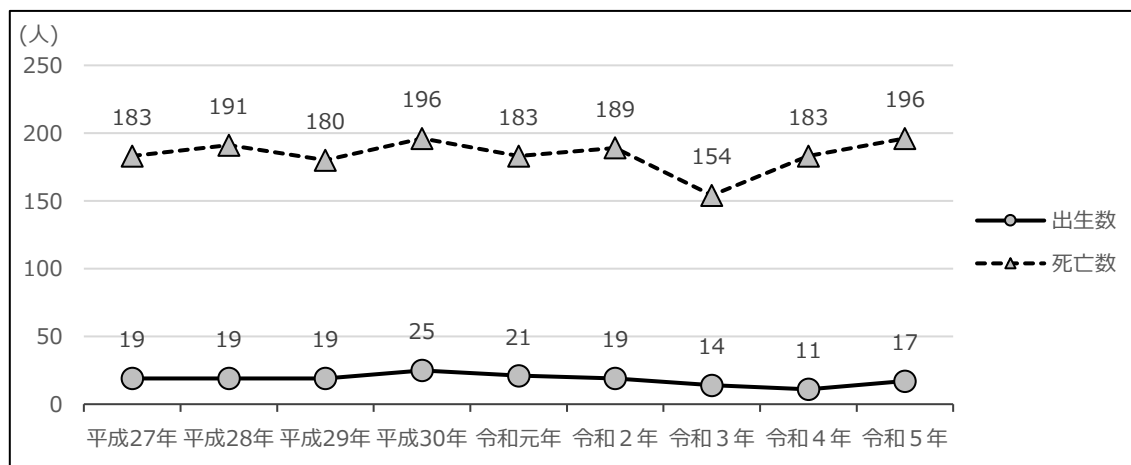
資料：国勢調査

4. 自然動態の状況

出生と死亡に起因する人口の動き（自然動態）の推移を見てみると、本町では死亡数が出生数を上回る状況が続いています。令和5年時点では、出生数が17人であったのに対して死亡数が196人となっており、自然動態としては179人の減少となっています。

また、合計特殊出生率の推移を見てみると、本町の合計特殊出生率は国の水準を上回るものの、静岡県の水準を下回っており、減少傾向となっています。

■出生数・死亡数の推移■



資料：人口動態統計（令和5年確定数）

■合計特殊出生率の推移■

	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
西伊豆町	1.44	1.52	1.43	1.37
静岡県	1.44	1.53	1.54	1.39
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態調査 人口動態統計特殊報告

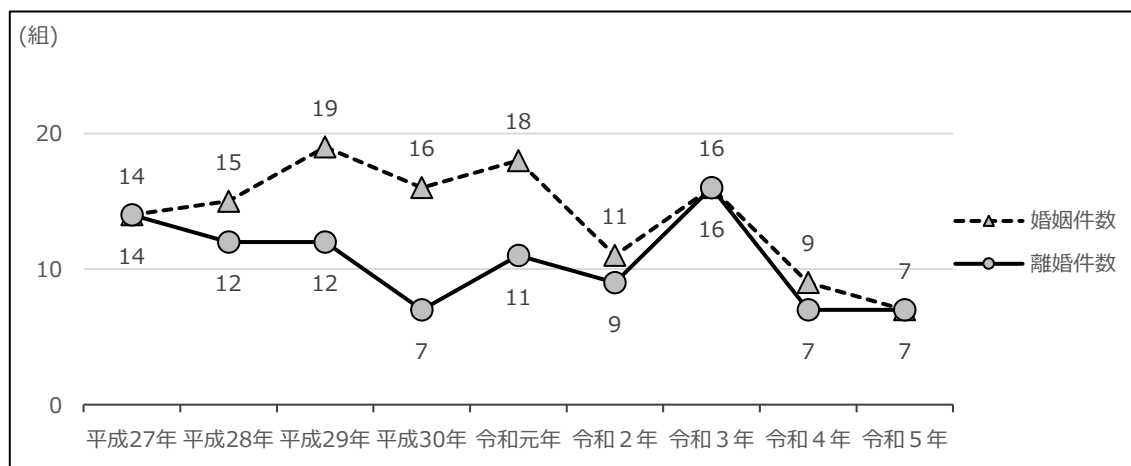


5. 婚姻・離婚の状況

婚姻数は増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、令和5年時点では、平成27年と比較して7組減少し、7組となっています。

一方、離婚数は1年間に7～16組の間で推移しており、婚姻件数を下回っています。

■婚姻数・離婚数の推移■



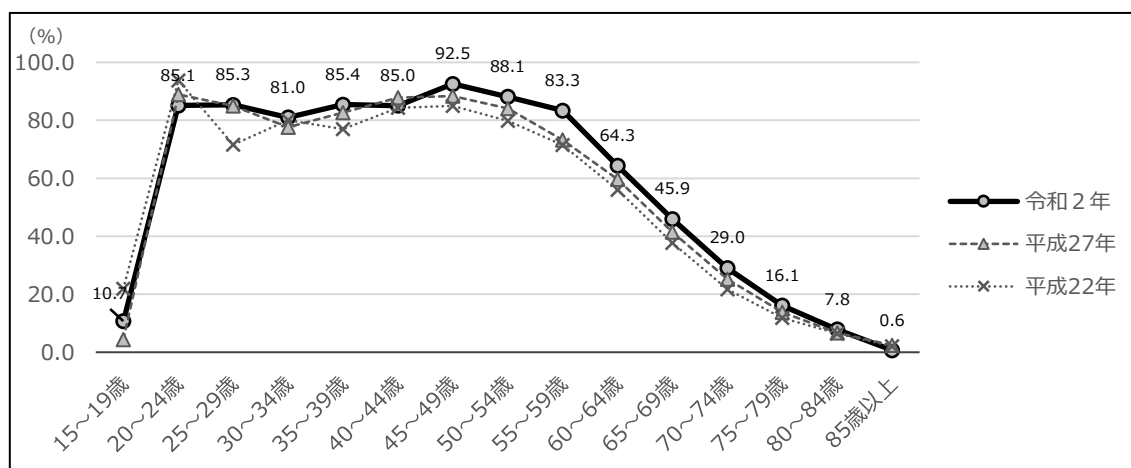
資料：人口動態統計（令和5年確定数）

6. 女性の労働力状態

本町の女性の労働力率¹をみると、令和2年国勢調査結果では、子育て世代で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」の状況がほぼ解消されています。

本町では45～54歳の労働力率が最も高くなっており、労働者の高年齢化がみられます。

■女性の労働力率の状況■



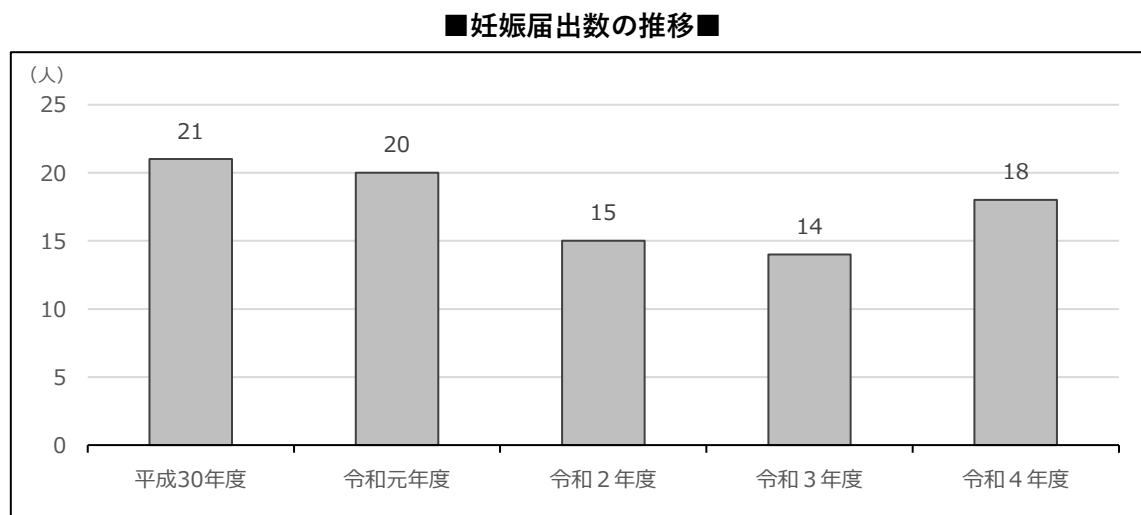
資料：国勢調査

¹ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを指し、労働力人口には就業者のほか、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人（完全失業者）を含みます。

7. 母子保健の状況

(1) 妊娠届出数

本町の妊娠届出数を見ると、令和2年度及び令和3年度に大きく減少したものの、令和4年度には若干回復しています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 乳幼児健康診査の実施状況

乳児健診（4、7、10 か月児）、1歳6か月児健診及び3歳児健診の受診率は、おおむね80%を上回って推移しています。

■乳幼児健康診査の実施状況■

		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
乳児健診	対象人数	人	70	50	46	30	26
	受診実人数	人	67	55	46	28	24
	受診率	%	95.71	110.00	100.00	93.33	92.31
1歳6か月健診	対象人数	人	15	20	28	20	18
	受診実人数	人	12	20	27	19	18
	受診率	%	80.00	100.00	96.43	95.00	100.00
3歳児健診	対象人数	人	17	18	16	27	22
	受診実人数	人	17	17	15	27	20
	受診率	%	100.00	94.44	93.75	100.00	90.91

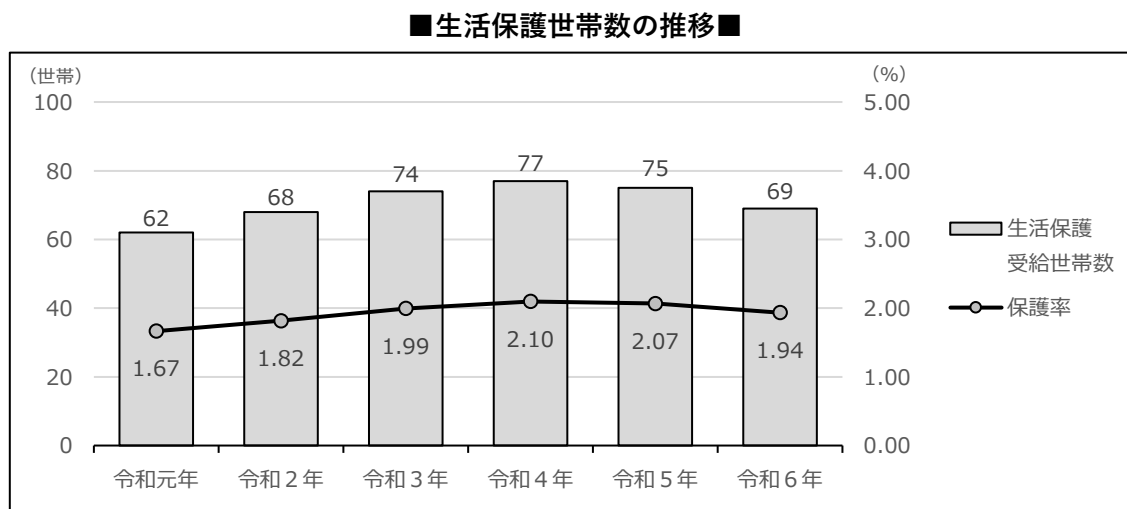
資料：地域保健・健康増進事業報告

第2節 子ども・子育てを取り巻く環境

1. 生活保護世帯数の推移

生活保護受給世帯数は令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年に減少に転じています。

令和6年4月1日時点で、生活保護受給世帯数は69世帯、総世帯数に占める生活保護受給世帯数の割合を示す保護率は1.94%となっています。

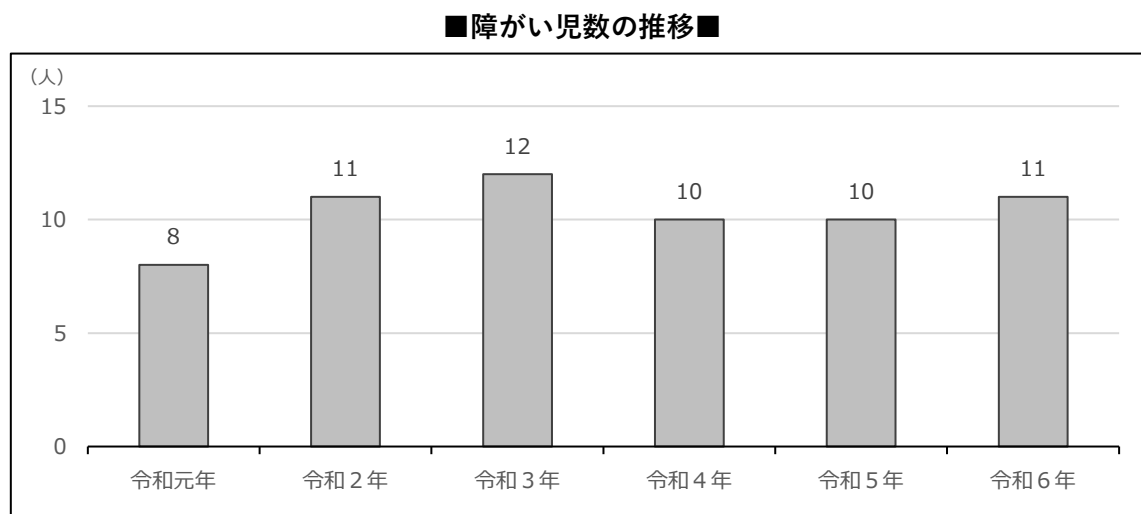


資料：西伊豆町健康福祉課福祉係調べ（各年4月1日時点）

2. 障がい児数の推移

町の人口が減少傾向であるのに対し、障がい児数は概ね横ばいで推移しています。

令和6年4月1日時点では、本町における障がい児数は11人となっています。



資料：西伊豆町健康福祉課福祉係調べ（各年4月1日時点）

3. 認定こども園の設置状況・利用状況

認定こども園の定員数と在籍児童数を見てみると、幼稚園部については定員に対して30%未満の入園率で推移しており、保育園部では定員に対して60%前後の入園率で推移しています。

在籍児童数も保育園部の方が幼稚園部よりも多くなっており、本町においては幼稚園部と比較して保育園部の利用ニーズが高いことがわかります。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園設置数		園	2	2	2	2	2
幼稚園部	定員	人	57	57	57	57	57
	在籍児童数	人	16	10	13	10	12
	入園率	%	28.1%	17.5%	22.8%	17.5%	21.1%
保育園部	定員	人	109	109	109	109	109
	在籍児童数	人	66	65	71	70	61
	入園率	%	60.6%	59.6%	65.1%	64.2%	56.0%
合計	定員	人	166	166	166	166	166
	在籍児童数	人	82	75	84	80	73
	入園率	%	49.4%	45.2%	50.6%	48.2%	44.0%

資料：西伊豆町教育委員会事務局学校教育係調べ（各年4月1日）

4. 放課後児童クラブの設置状況・利用状況

各年3月1日時点の放課後児童クラブの利用状況を見てみると、令和4年、令和5年の登録児童数は定員数を下回っているものの、その他の年は定員数を上回る登録児童数となっています。

しかしながら、利用登録はしているものの日によって利用しない児童もいるため、実利用児童数は定員の範囲内となっています。

■学童保育施設の設置状況・利用状況■

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数	箇所	1	1	1	1	1
定員数	人	38	38	38	38	38
登録児童数	人	43	41	36	32	40

資料：西伊豆町教育委員会事務局学校教育係調べ（各年3月1日）

5. 地域型保育事業、その他の保育施設

「地域型保育事業」とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則 20 名以上）より少人数の単位で、0 歳から 2 歳児までの子どもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）です。

本町では、認可外保育施設が 1 箇所運営されています。

6. その他の子ども・子育て支援事業等の実施状況

本町では、その他の子ども・子育て支援として、西伊豆町社会福祉協議会により、町内の小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象とした学習アシスト教室「まなびば」が実施されています。

また、令和 4 年 9 月より、田子まちづくり協議会員の一部で構成された「ちゃぶだいクラブ」による子どもの居場所づくり事業が開始されています。

7. 小学校・中学校

児童・生徒数の減少に伴い、令和 3 年 4 月に賀茂中学校と西伊豆中学校が統合されました。また、令和 6 年 4 月には田子小学校が賀茂小学校と統合されました。

令和 6 年 4 月時点で、町内の小中学校数は小学校が 2 校、中学校が 1 校となっています。



第3章 町民アンケート調査からみた西伊豆町の現状

第1節 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、「第3期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するにあたり、町民の教育・保育、子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、教育・保育・子育て支援施策の充実を図ること、また、西伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査対象及び調査方法

項目	就学前児童の保護者対象調査	小学生児童の保護者対象調査
調査対象	就学前の子どもがいる家庭	小学生の子どもがいる家庭
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和6年3月	令和6年3月
調査地域	西伊豆町全域	西伊豆町全域

3. 配布数及び回収結果

項目	就学前児童の保護者対象調査	小学生児童の保護者対象調査
配布数	83	112
有効回収数	78	104
有効回収率	94.0%	92.9%

4. 数値の基本的な取り扱い

- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問です。従って、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

第2節 町民アンケート調査の結果（概要）

1. 回答者の配偶者関係

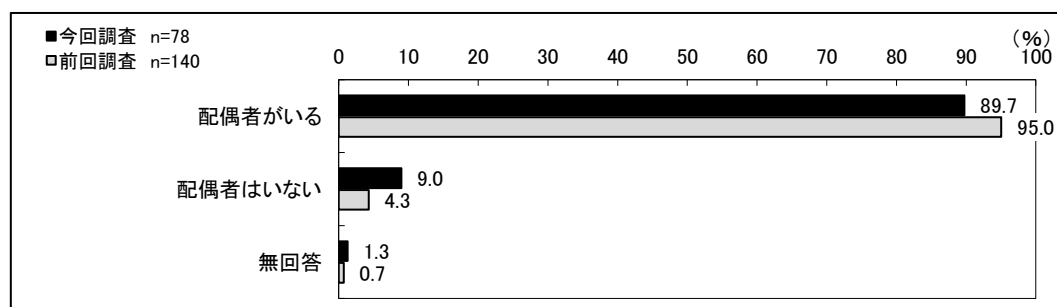
この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



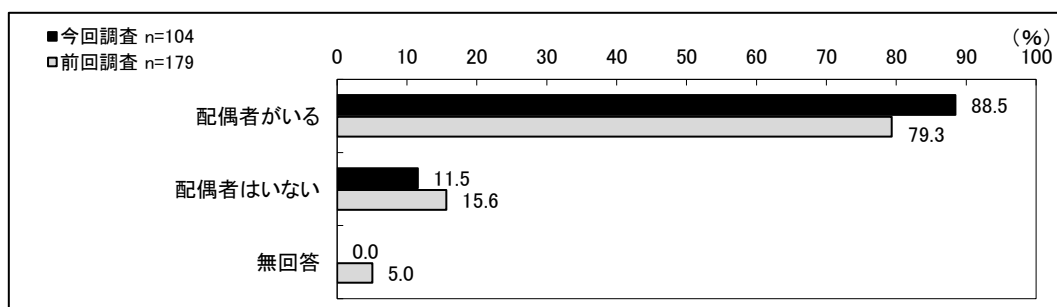
「配偶者はいない」と回答した人が、就学前児童の保護者では9.0%、小学生の保護者の11.5%となっています。

前回調査と比べて、小学生の保護者では「配偶者はいない」と回答した割合が減少していますが、就学前児童の保護者では増加しています。

■ 配偶関係【就学前児童の保護者】 ■



■ 配偶関係【小学生の保護者】 ■



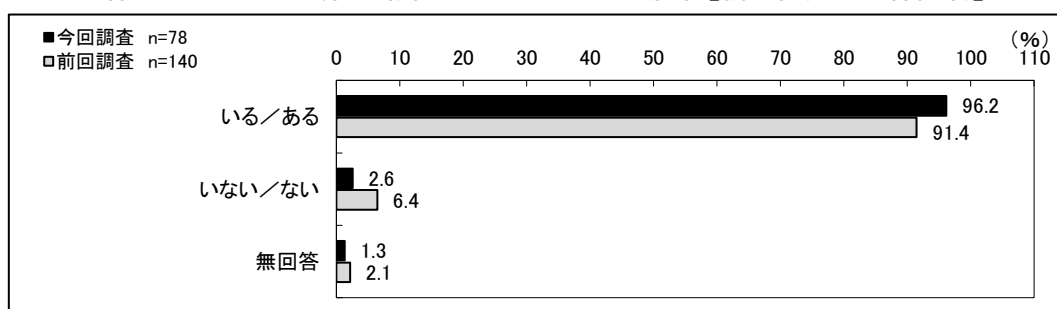
2. 子育てをする上で気軽に相談できる人または場所

宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人または相談できる場所がありますか。

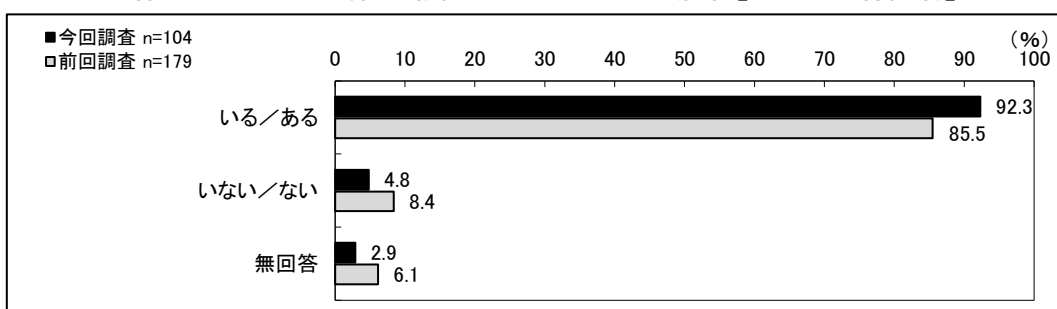


就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、気軽に相談できる人または相談できる場所が「いない／ない」が前回調査と比較して減少しています。

■子育てをする上で気軽に相談できる人または場所【就学前児童の保護者】■



■子育てをする上で気軽に相談できる人または場所【小学生の保護者】■



3. 母親の就労状況

※ 主に宛名のお子さんの「母親」の状況について

宛名のお子さんの「母親」の現在の就労状況（自営業、農業、家族従事者含む）についてお答えください。

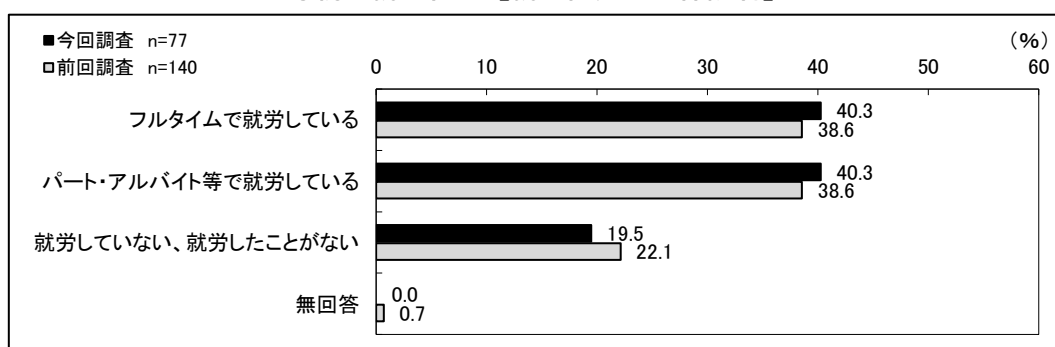


「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を足し合わせた“就労中”の母親は、就学前児童の保護者で 80.6%、小学生の保護者で 85.4%となっています。

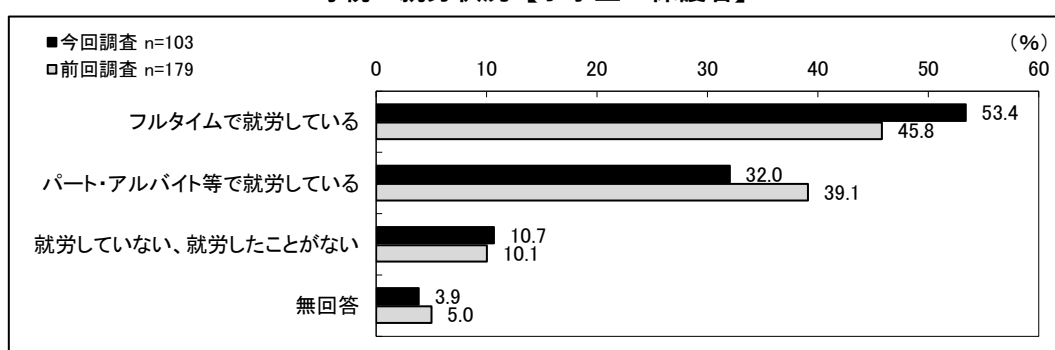
前回調査と比較してみると、就学前児童の保護者ではフルタイム就労、パート・アルバイト就労のいずれも増加しています。

一方、小学生の保護者ではフルタイム就労の保護者の割合前回調査から 7.6 ポイント増加しています。

■母親の就労状況【就学前児童の保護者】■



■母親の就労状況【小学生の保護者】■



4. 子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校低学年時）

※ 【就学前児童の保護者】 宛名のお子さんの生年月が平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月の方
宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3 年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。【複数回答】

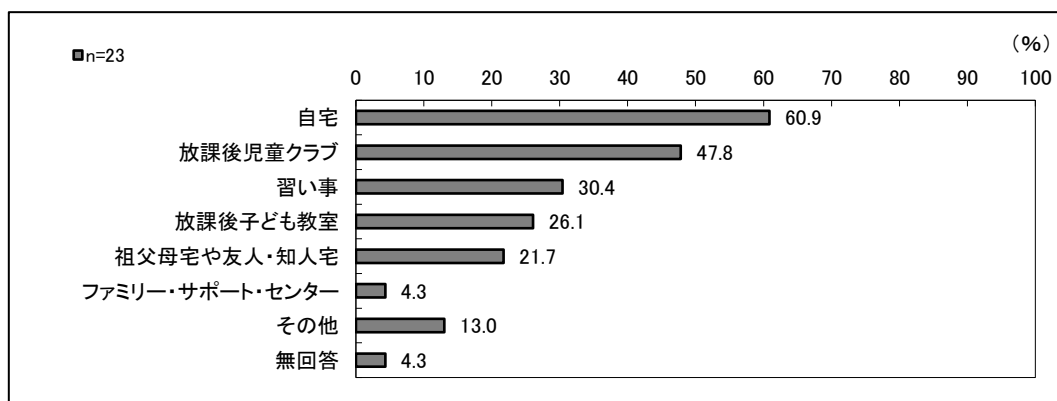
※ 【小学生の保護者】 宛名のお子さんが現在小学校 1～3 年生の方のみ
宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3 年生）の間、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか（過ごさせたいと思いますか）。【複数回答】



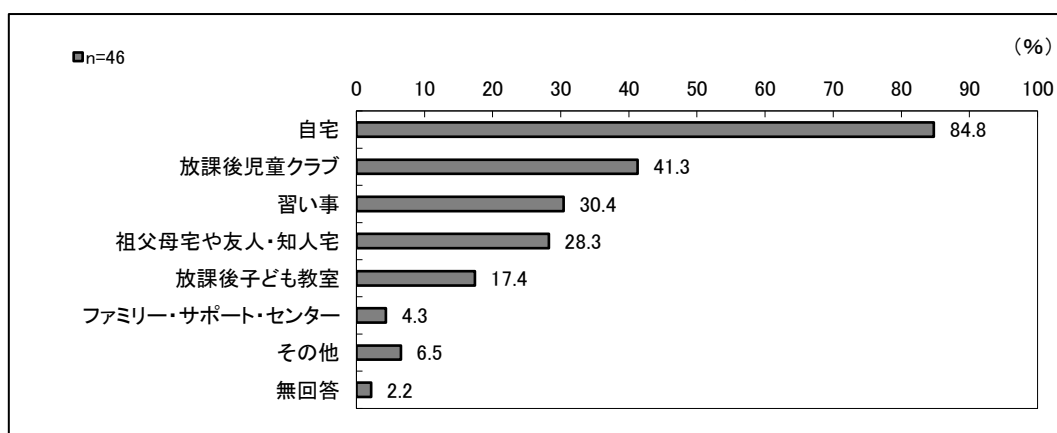
就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、子どもの放課後の過ごしませ方の希望として「自宅」が最も高い割合を占めています。

「自宅」と回答する割合は、就学前児童の保護者（60.9％）と比較して小学生の保護者（84.8％）では 23.9 ポイント高くなっています。

■子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校低学年時）【就学前児童の保護者】■



■子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校低学年時）【小学生の保護者】■



5. 子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校高学年時）

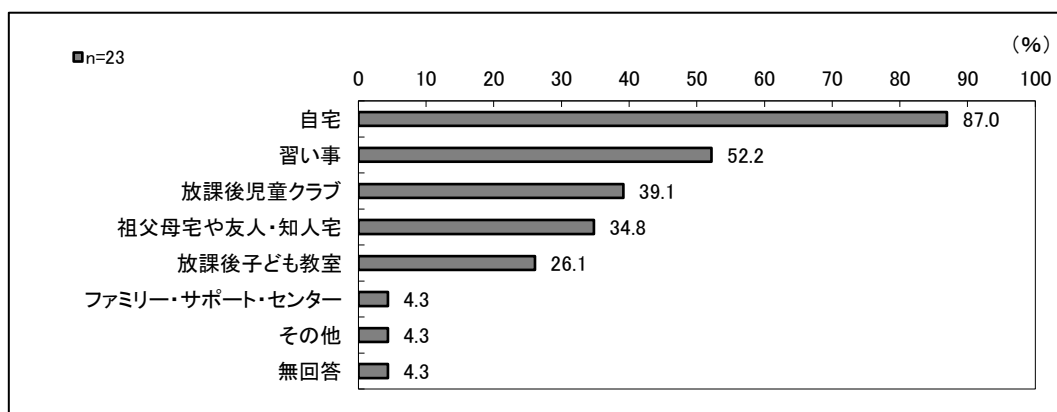
※ 【就学前児童の保護者】 宛名のお子さんの生年月が平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月の方
宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6 年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。【複数回答】

※ 【小学生の保護者】 宛名のお子さんが現在小学校 1～3 年生の方のみ
宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6 年生）の間、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか（過ごさせたいと思いますか）。【複数回答】

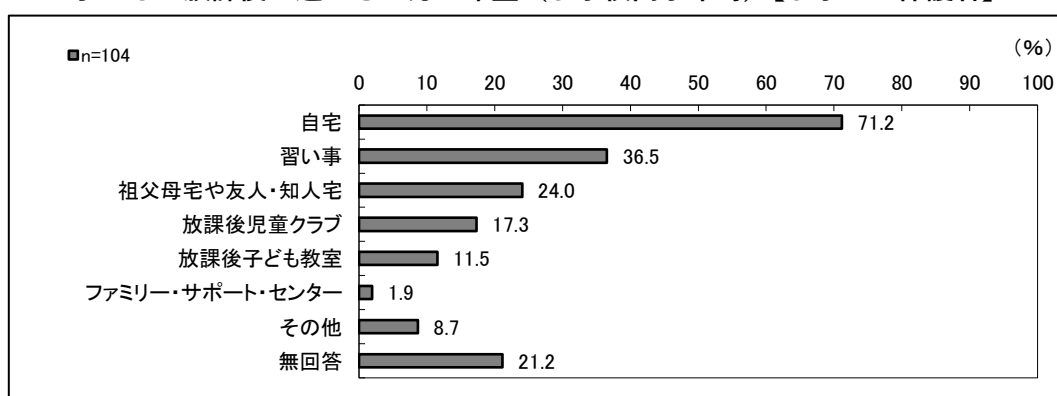


就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、子どもの放課後の過ごしませ方の希望として「自宅」が最も高い割合を占めています。

■子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校高学年時）【就学前児童の保護者】■



■子どもの放課後の過ごしませ方の希望（小学校高学年時）【小学生の保護者】■



6. 子育て環境や支援の状況の満足度

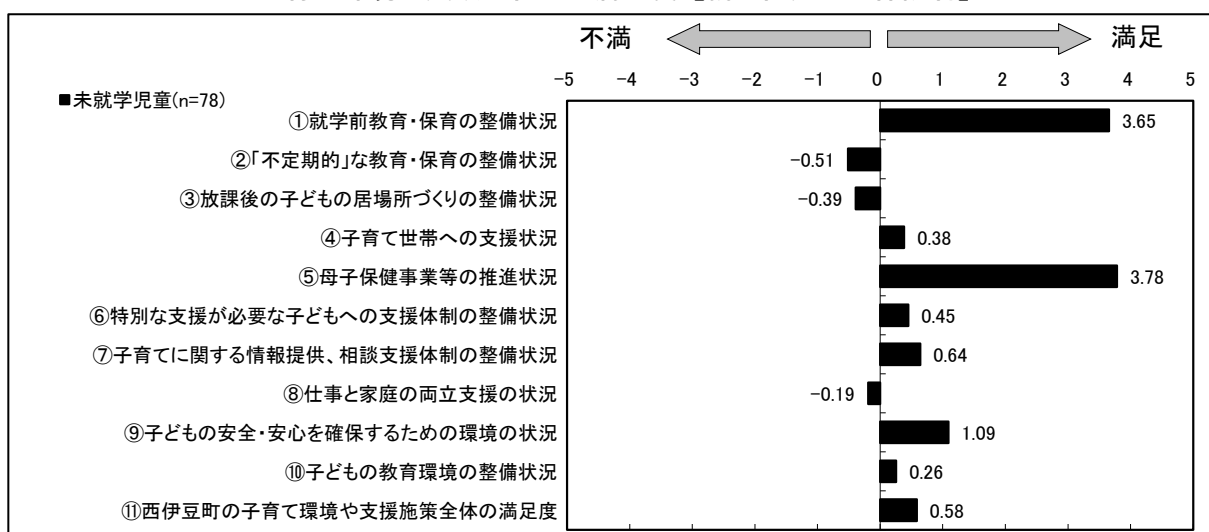
西伊豆町の子育て環境や支援の状況の満足度について、1～5の5段階評価でお答えください。



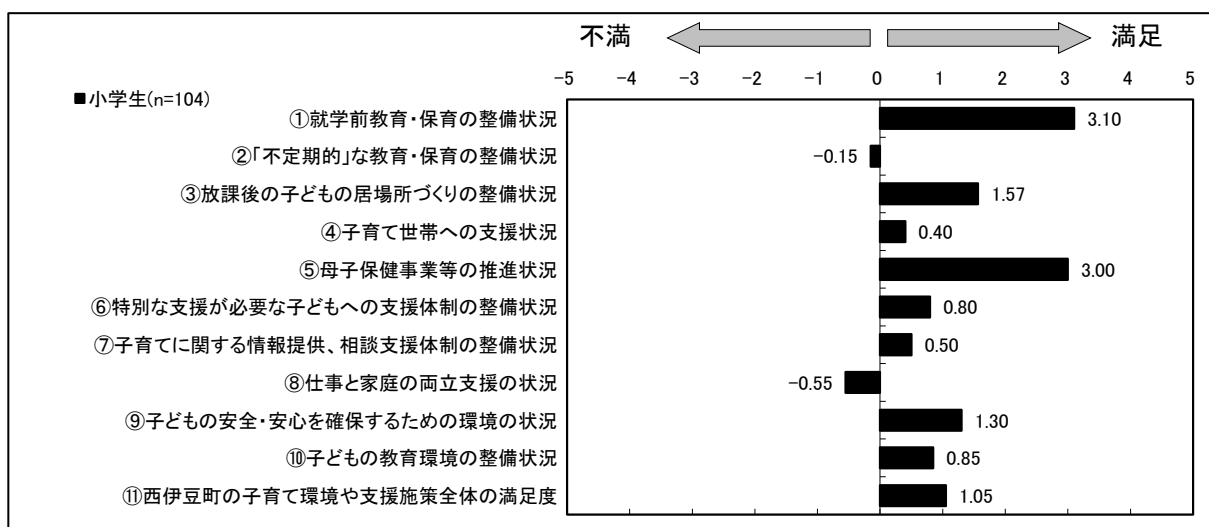
満足度が高くなったのは、「①就学前教育・保育の整備状況」、「⑤母子保健事業等の推進状況」となっています。

一方、満足度が低くなったのは、「②「不定期的」な教育・保育の整備状況」、「⑧仕事と家庭の両立支援の状況」となっています。

■子育て環境や支援の状況の満足度【就学前児童の保護者】■



■子育て環境や支援の状況の満足度【小学生の保護者】■



7. 子育て環境や支援の状況の重要度

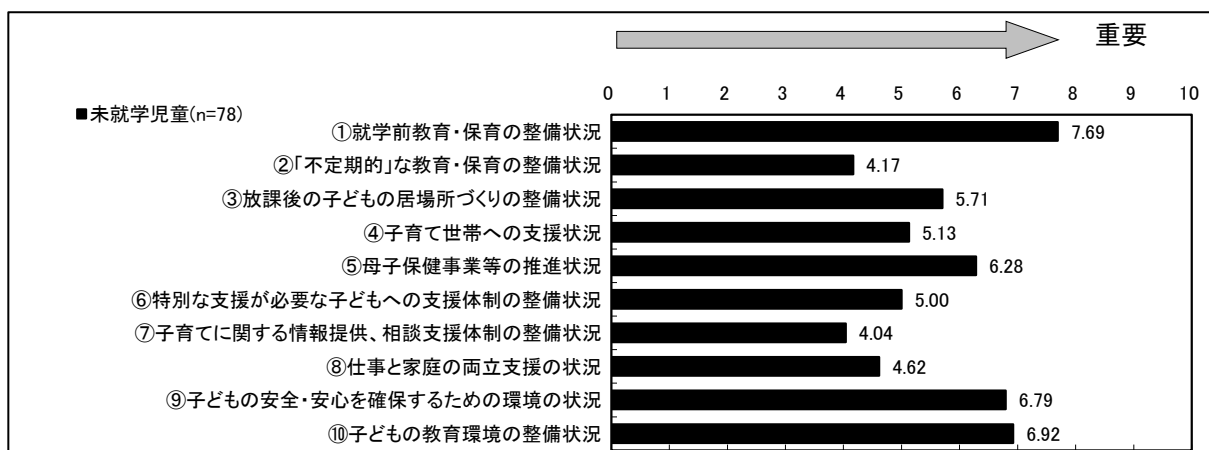
西伊豆町の子育て環境や支援の状況の重要度について、1～5の5段階評価でお答えください。



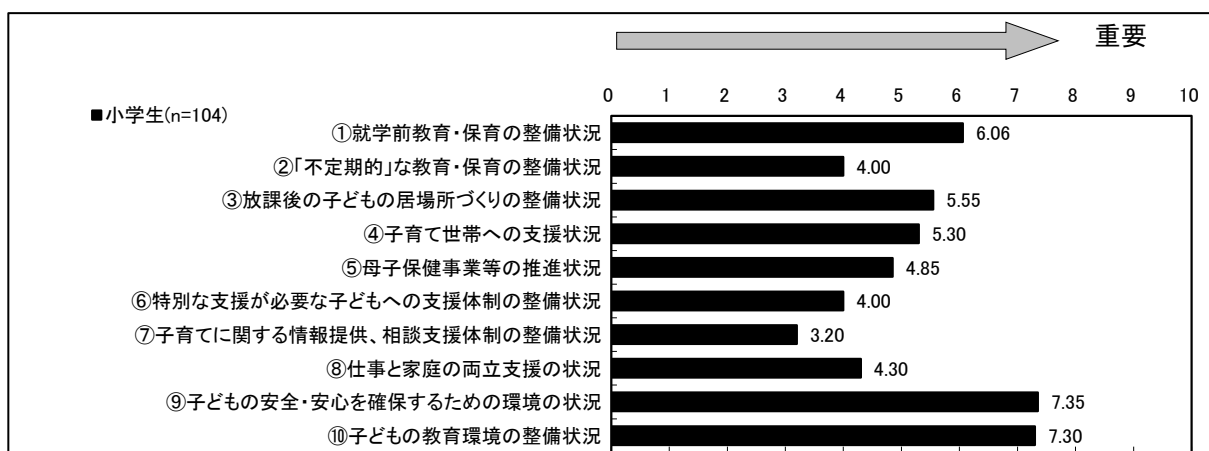
就学前児童の保護者では、重要度が最も高い項目は「①就学前教育・保育の整備状況」（7.69点）となっており、次いで第2位が「⑩子どもの教育環境の整備状況」（6.92点）、第3位が「⑨子どもの安全・安心を確保するための環境の状況」（6.79点）などの順となっています。

一方、小学生の保護者では、重要度が最も高い項目は「⑨子どもの安全・安心を確保するための環境の状況」（7.35点）となっており、次いで第2位が「⑩子どもの教育環境の整備状況」（7.30点）、第3位が「①就学前教育・保育の整備状況」（6.06点）などの順となっています。

■子育て環境や支援の状況の重要度【就学前児童の保護者】■



■子育て環境や支援の状況の重要度【小学生の保護者】■



8. 子育てに関する情報の入手先

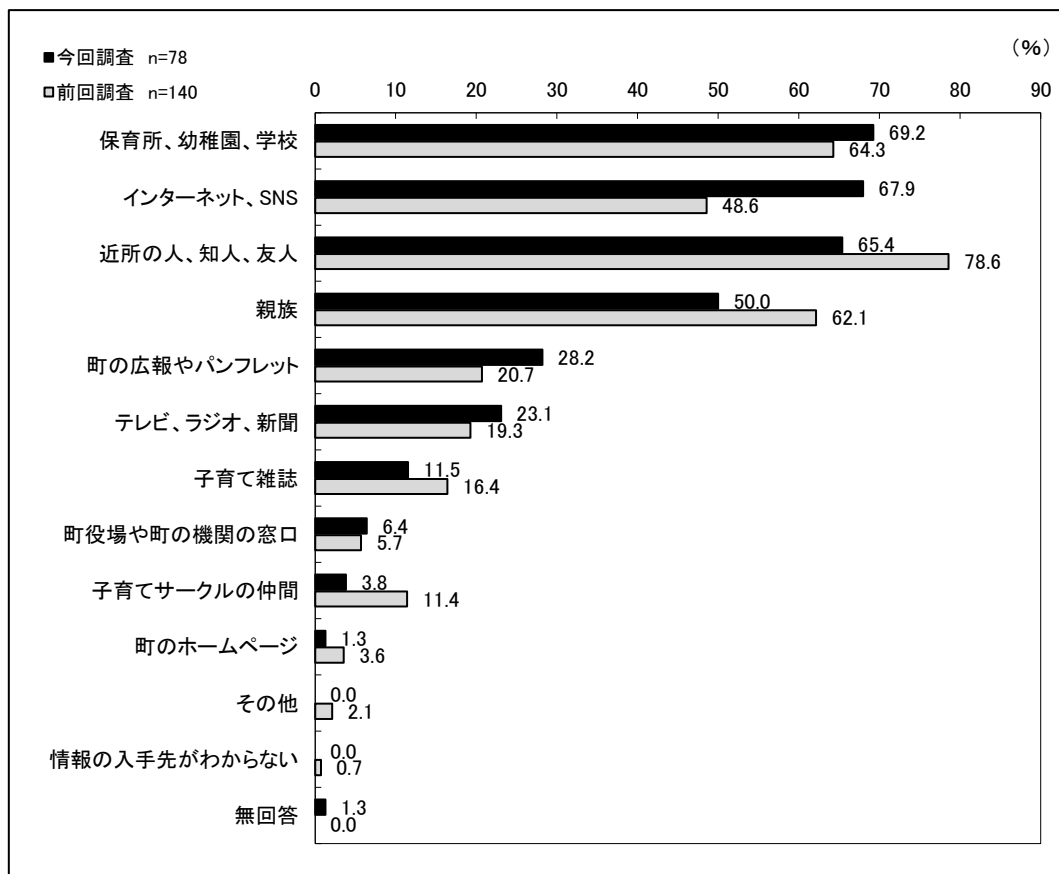
子育てに関する情報をどこ（誰・何）から入手しますか。【複数回答】



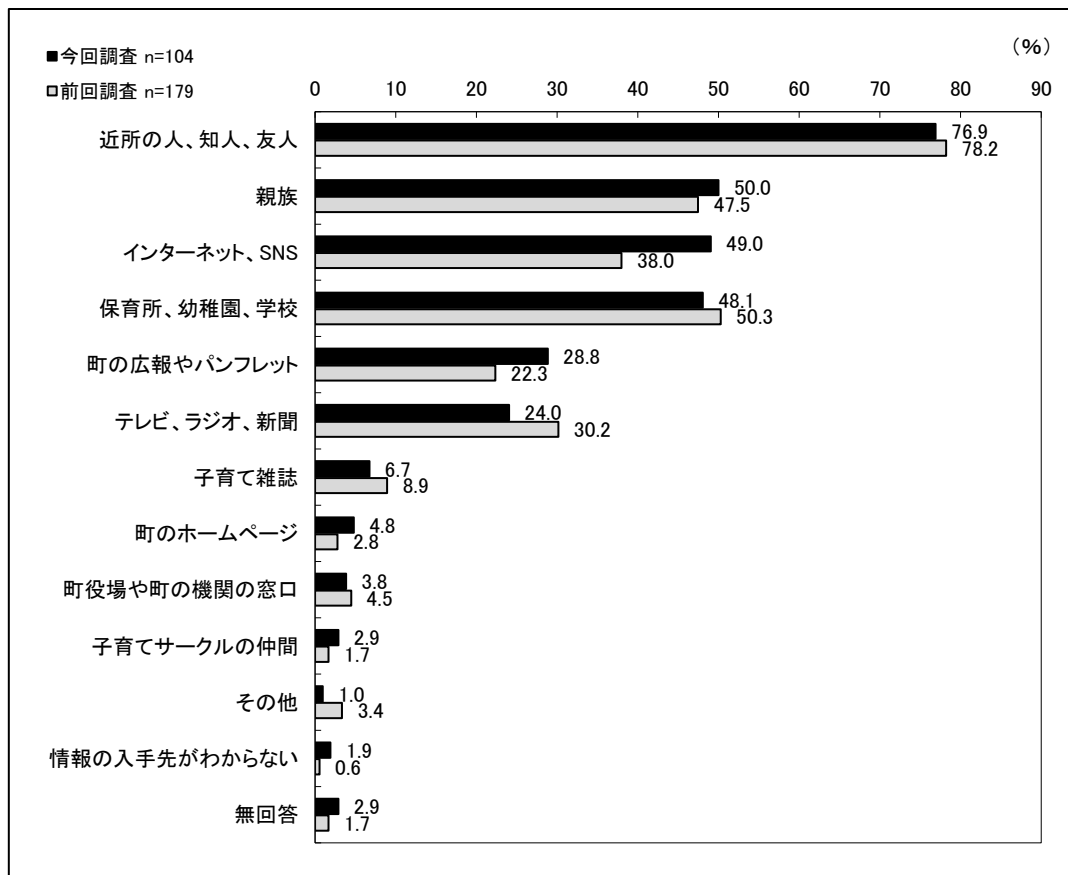
就学前児童の保護者では、前回調査と比較して、「インターネット、SNS」が+19.3ポイントと大きく増加している一方で、「町のホームページ」からの情報取得は2.3ポイント減少しています。

小学生の保護者では、前回調査と比較して、「インターネット、SNS」が11.0ポイント増加している一方で、「町のホームページ」からの情報取得は2.0ポイント増加したものの、その回答割合は4.8%にとどまっております、効果的な情報発信が求められます。

■子育てに関する情報の入手先【就学前児童の保護者】■



■子育てに関する情報の入手先【小学生の保護者】■



9. 子育てをするなかで必要だと感じる支援・対策

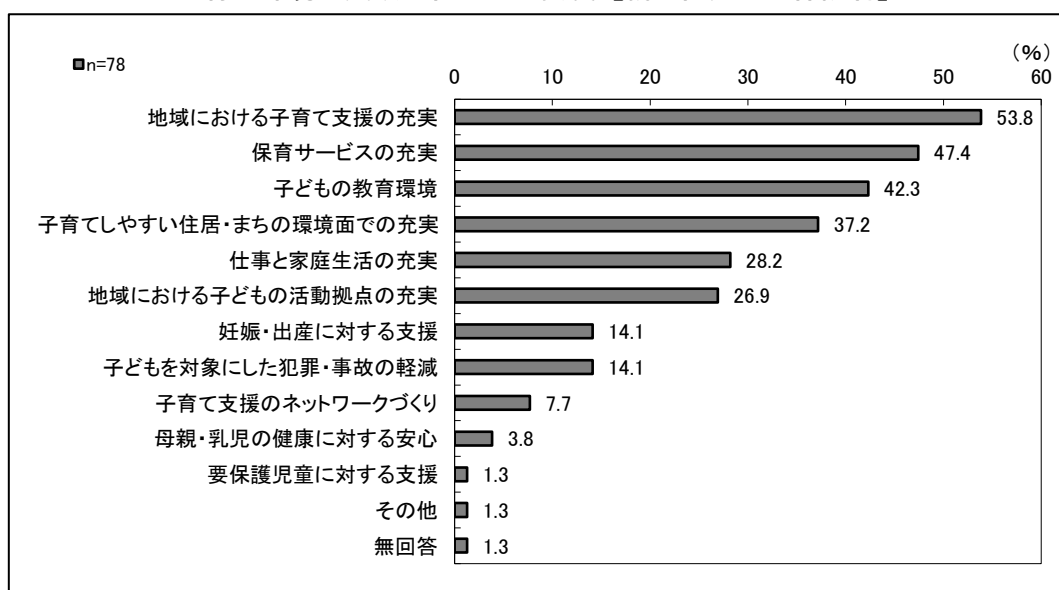
子育てをするなかでどのような支援・対策が必要だと感じますか。【複数回答】



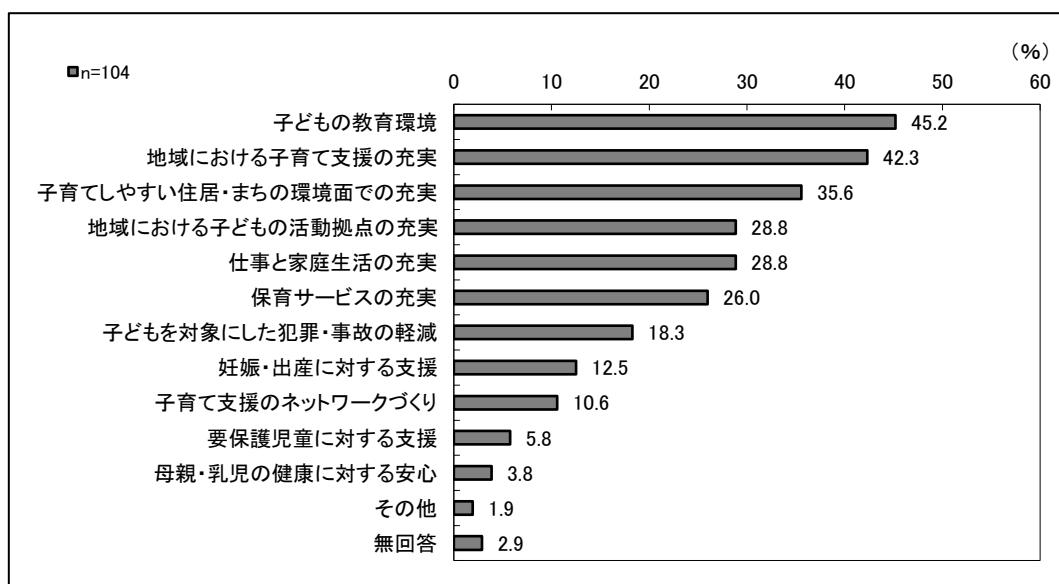
就学前児童の保護者では、「地域における子育て支援の充実」(53.8%)、「保育サービスの充実」(47.4%)、「子どもの教育環境」(42.3%)が高い割合を占めています。

小学生の保護者では、「子どもの教育環境」(45.2%)、「地域における子育て支援の充実」(42.3%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(35.6%)が高い割合を占めています。

■子育て環境や支援の状況の重要度【就学前児童の保護者】■



■子育て環境や支援の状況の重要度【小学生の保護者】■



第4章 現行計画の進捗状況

「第2期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画」について、個別の取組ごとに令和6年6月時点の進捗状況を点検・評価しました。

なお、点検・評価は各所管部署による自己点検となっており、次の基準で評価しています。

【自己点検・評価基準】

- A：計画の記載内容について100%の進捗。
- B：計画の記載内容について80%程度の進捗。
- C：計画の記載内容について60%程度の進捗。
- D：計画の記載内容について40%程度の進捗。
- E：計画の記載内容について40%未満の進捗。

第1節 計画全体の進捗状況

第2期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画のすべての施策及び取組を点検・評価した進捗状況について、それぞれAを100%、Bを80%、Cを60%、Dを40%、Eを0%として数値化し、全体の平均を求めると、

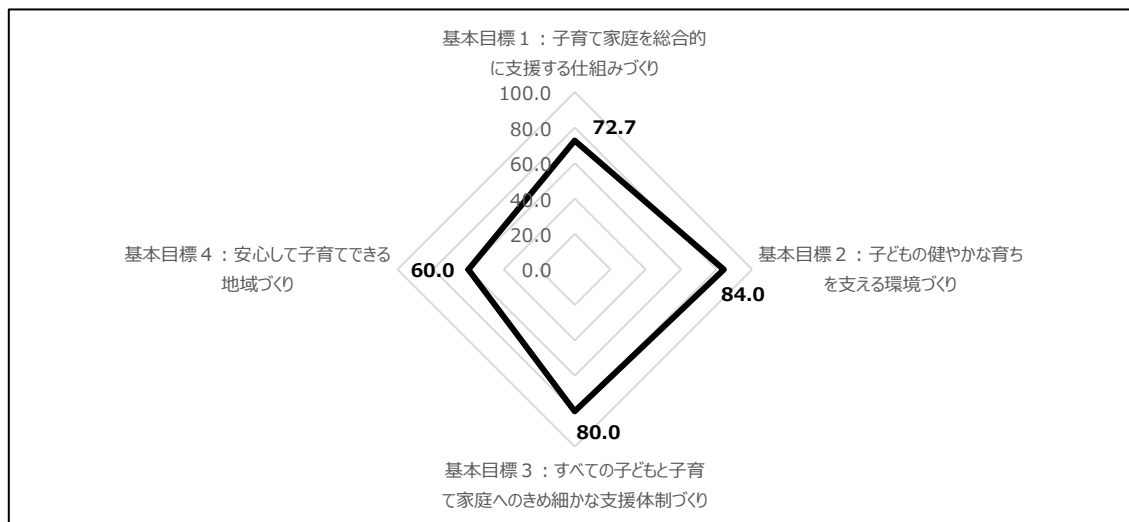
75.0%

の進捗率となりました。

今回評価した52施策及び取組には、様々な内容・性格の取組が盛り込まれていますが、第2期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画は、計画期間のうち4年が経過した時点でおおよそ75.0%が計画に基づき進捗してきたところです。

しかしながら、取組の内容によっては十分に進捗してきたとは言えない分野もあるため、手法の改善や計画の見直しを含めた検討が必要となっています。

■基本目標ごとの進捗状況■



第2節 基本目標ごとの進捗状況

基本目標1：子育て家庭を総合的に支援する仕組みづくり（進捗率 72.7%）

基本目標1における11の施策・取組の進捗状況の平均をそれぞれ点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標1においては、「(2) 地域における子育て支援サービスの充実」の進捗率が他の実施施策と比べて低い水準となっています。

すべての子育て家庭への支援を行うため、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供することを目標としてきましたが、日曜・休日の保育体制の整備が実現できていないこと、事業所内保育の拡充に至っていないこと等が評価の要因となっています。

■基本目標1における施策の進捗状況■

施策	進捗率
(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の整備	80.0
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	45.0
(3) 相談事業・情報提供の充実	95.0

基本目標2：子どもの健やかな育ちを支える環境づくり（進捗率 84.0%）

基本目標2における15の施策・取組の進捗状況の平均をそれぞれ点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標2については、「(3) 家庭や地域連携による教育・子育て支援」の進捗率が他の実施施策と比べて低い水準となっています。

安心して出産、子育てしやすい環境を整備するため、家庭や地域の教育力を向上させるとともに、社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む、地域が主体となった子育てしやすいコミュニティづくりを目指し、子育て支援員の活用が進んでいないことや子育てサークルの活動自体がないことによる支援実績がなかったことが評価の要因となっており、今後のアプローチの見直しが必要です。

その他の施策・取組については概ね計画通りに進捗しています。

■基本目標2における施策の進捗状況■

施策	進捗率
(1) 母子保健医療等の充実	95.6
(2) 健やかな育ちのための教育環境等の整備	100.0
(3) 家庭や地域連携による教育・子育て支援	50.0

基本目標３：すべての子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援体制づくり（進捗率 80.0%）

基本目標３における 14 の施策・取組の進捗状況の平均をそれぞれ点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標３については、「（１）児童虐待防止対策の充実」の進捗率が他の実施施策と比べて低い水準となっていますが、計画期間において認知された児童虐待の事案はありませんでした。しかしながら、子どもの尊厳・生命を守るため児童虐待防止対策は継続していく必要があります。

町では、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を実現するためその福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭支援員、虐待対応専門員を常時配置した子ども家庭総合支援拠点の設置を検討してきましたが、現時点で実現に至っていません。

■基本目標３における施策の進捗状況■

施策	進捗率
（１）児童虐待防止対策の充実	66.7
（２）障がい児支援対策の充実	74.3
（３）子どもと子育て家庭のための経済的な支援	100.0

基本目標４：安心して子育てできる地域づくり（進捗率 60.0%）

基本目標４における 12 の施策・取組の進捗状況の平均をそれぞれ点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標４については、「（１）子育てしやすい生活環境の整備」及び「（３）仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援」の進捗率が低い水準となっています。

「（１）子育てしやすい生活環境の整備」については、公園や広場、公共施設等の整備・維持管理に対する住民の要望に十分に答えることができていません。

また、「（３）仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援」については、町内の男女共同参画や男性の子育て参画への機運醸成、子育てしやすい就労環境づくりについて、町としての啓発や情報発信を行っているものの具体的な効果があったとは言えないため、更なる意識啓発が求められます。

■基本目標４における施策の進捗状況■

施策	進捗率
（１）子育てしやすい生活環境の整備	20.0
（２）子どもの安全を守る地域づくり	88.0
（３）仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援	55.0

第5章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

■計画の基本理念■

「子育て」と「育ち」に優しいまち 西伊豆

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人とのかかわりを通して、豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識のもとに、改めて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

このような考え方を踏まえ、今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、【「子育て」と「育ち」に優しいまち 西伊豆】を基本理念として掲げます。

第2節 計画の推進における基本的な視点

本計画の推進にあたっては、次の視点に立ち、子どもと親、そして地域がそれぞれ成長する西伊豆町になることを目指します。

視点1 すべての子どもの育ちを支える視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指します。

視点2 親としての成長を支援する視点

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。

視点3 地域全体で支え合う視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていく社会を目指します。

第3節 基本目標

本計画の基本理念をはじめ、各種基礎調査から把握できる本町の現状や第2期計画の点検・評価の結果等に基づき、本町の子ども・子育て支援施策の基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる社会の実現

子ども・若者等の次世代の育成や子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有することを基本的な認識とする一方で、行政はもとより、企業や地域社会（コミュニティ）を含めた社会全体で協力して取り組む必要のある課題です。

教育・保育及び地域子育て支援事業の充実、子育てに関する相談支援体制の充実等を通じて、安心して子どもを産み・育てられる社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標2 子ども・若者の健やかな育ちを支える社会の実現

子どもは将来の親世代となるとの認識のもとに、妊娠から出産、育児など様々なライフステージに対して必要な支援を切れ目なく届けることが重要であるとともに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を育むことができるよう、長期的な視野に立った支援が求められます。

すべての子ども・若者の健全育成と幸福の実現に向け、子ども・若者の育ちを支援します。

基本目標3 誰一人取り残さない子ども・子育て支援体制の実現

子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。貧困が世代を超えて連鎖することを食い止めなければなりません。

また、子どもが育ち、健全に育成されるためには、地域の子育て環境の充実と安全の確保が重要です。

子どもと子育て当事者にとって必要な生活環境を確保し、安心・安全で快適な生活を送れるよう、子育ての実態に配慮し、総合的なまちづくりに取り組みます。

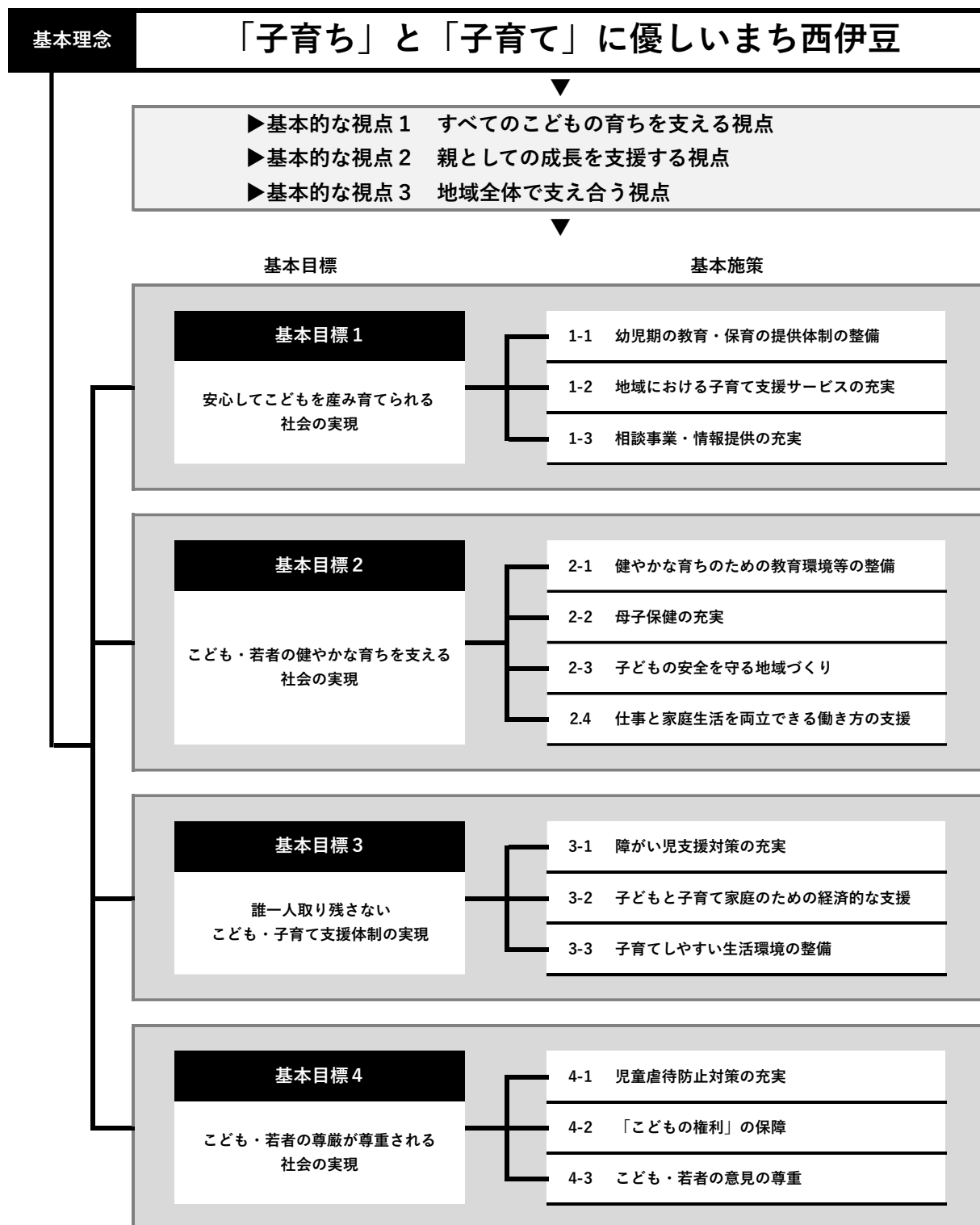
基本目標4 子ども・若者の尊厳が尊重される社会の実現

子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことは、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要です。

子ども・若者の尊厳を尊重し、その権利や意見が尊重される子育ての環境充実に向けたまちづくりに取り組みます。

第4節 施策の体系

本計画は、以下の体系に基づき各種施策・取組を展開するものとします。



第6章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる社会の実現

基本施策 1-1 幼児期の教育・保育の提供体制の整備

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から安心して保育サービスを利用できるよう、利用者の生活実態及び意向を踏まえ、サービス提供体制の確保と質の高いサービスの充実を図ります。

(1) 教育・保育施設の整備

認定こども園については計画的に整備を行います。

また、住民ニーズの把握に努め、住民・関係機関・行政等が一体となって、深刻な少子化や担い手世代の減少を踏まえた、文教施設の整備・再編に向けた検討を進めます。

(2) 地域型保育事業の整備

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型があり、本町では、町内に居住する保育に欠ける乳幼児の保育の充実及び保護者の多様な保育需要に対応するため、家庭的保育事業（保育ママ事業）を行っています。

保育ママ事業は、平成30年度（平成31年3月末）まで旧賀茂幼稚園（現KAMON'Sハウス）で実施していましたが、賀茂幼稚園の廃園及び用途変更に伴い、保育ママの自宅で保育することとしましたが利用者がいない状況となっています。

地域型保育事業における、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の3つの類型については、町内全域における施設配置のバランス及び住民のニーズを勘案しながら、事業のあり方について検討していきます。

(3) 保育士の資質向上

町では、保育の質の向上を目的に、こども園に勤務する職員で月に1度、研修会を行っています。引き続き、保育士や幼稚園教諭の研修等の充実や情報交換等を行い、保育士に必要な知識・技能の向上を図ります。



基本施策 1-2 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供します。

(1) 地域子ども・子育て支援事業提供体制の整備

町では、子ども及び子育て当事者のニーズを適切なサービスに繋げるため、町内2つの地域子育て支援センター（仁科、田子）にて子育てに関する相談を行い、支援を必要とする家庭の状況を継続的に把握、情報の集約と提供を行っています。

また、在宅子育て家庭への支援も視野に入れ、現在、本町では実施していない、延長保育事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業（幼稚園型）、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な子育て支援サービスの拡充について検討していきます。

(2) 放課後児童クラブの環境改善

これまでに夏の暑さ対策のためエアコンを導入したほか、熱中症計を用いて気温等の把握を行い、野外活動の中止や水分補給を心がけ、熱中症対策に努めました。また、防災対策については年度当初に注意報、警報時の対応について利用者に周知し安全・安心な放課後等の居場所づくりに努めました。

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても子どもを預け、安心して就労できるよう、夏の暑さ対策や防災対策など、引き続き、放課後児童クラブの環境改善に努め、安全・安心な放課後等の居場所づくりを推進します。

また、小学校統合（田子小、賀茂小）に伴い、令和6年5月からはスクールバスを活用し賀茂小児童も放課後児童クラブを利用できる体制を整えました。

現在、放課後児童クラブを実施している仁科小学校以外の小学校児童について、今後の児童数の推移の把握に努めながら、必要に応じて学校施設の活用状況等について協議を行い、学校教育に支障が生じることのないよう留意した上で、余裕教室等の活用促進を図ります。

(3) 休日保育の検討

日曜日・祝日等に保護者の就労により家庭で保育できない場合に保育所で保育を行い、保護者の子育てを支援する事業で、現在、本町では実施していません。

今後は、保育現場での保護者のニーズ等を踏まえて実施を検討します。

基本施策 1-3 相談事業・情報提供の充実

教育・保育についての各種相談事業の充実とともに、相談事業を情報提供の場として位置づけて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。また、子育てに関する情報について、情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、さらなる情報提供の充実を図ります。

(1) 地域子育て支援センター事業の推進

第2期計画期間中は、支援員により育児、家庭環境に対する不安や悩み相談を行ったほか、子ども間、保護者間の交流のため季節のイベントを実施しました。コロナ禍は土曜日を閉所していましたが、令和5年4月からは隔週で開所することができました。

その他、町内全ての未就園児の把握に努め、家庭訪問や手紙に加え SNS（LINE）を活用して情報提供をするなど、センターの利用促進に努めました。

少子化と保育料無償化に伴い保育園への早期入園が増え、センターの利用対象児童が減っている状況にありますが、引き続き、在宅の乳幼児親子を対象に、施設や園庭を開放し、保育サービスを通じて、子ども同士や親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の開催、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供等を行います。

(2) 子育て・育児相談支援体制の充実

健康福祉課では食育、予防接種、母子保健、母子福祉、児童福祉等の相談、こども園や子育て支援センターでは利用者からの食事、健康、育児中の悩み等様々な相談に対応しています。

また、小中学校ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学級担任等により教育や生活、進路等の相談支援を行っています。

引き続き、役場や認定こども園、子育て支援センター及び小中学校等における相談支援事業について、相談機能や支援体制の充実を図ります。

(3) 子育て情報ネットワークの確立

町では、医療関係者、園、学校教諭で合同研修会を開催し子育てに関する知識の習得に努めています。また、支援が必要な園児、児童、生徒に関しどういった対応をしているか、どういった対応が望ましいかを意見交換する会議も実施し技術の習得にも努めています。

認定こども園、学校などの連携により、子育て当事者に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を推進します。

(4) 子育て情報の充実

町ホームページでは、出産から約1か月後に赤ちゃんの様子を見守る「こんにちは赤ちゃん訪問」や「産後ケア」「新生児聴覚スクリーニング検査費の助成」「産婦健康診査費の助成」等の子育て情報を掲載しています。その他、こども園の入園手続きやこども園の過ごし方、子育て支援センターの概要、行事、就学のための各種援助制度についての情報提供を行っています。

今後は、町ホームページのほか SNS 等を活用し、子育てに役立つ情報に容易にアクセスできるよう周知方法の工夫や情報の充実を図ります。



基本目標 2 子ども・若者の健やかな育ちを支える社会の実現

基本施策 2-1 健やかな育ちのための教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが、将来、親となるために心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり等に取り組み、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、子ども・若者が、将来安心して出産、子育てできる環境を整備するため、家庭・学校・地域それぞれの責任と役割のもとに、相互の連携協力を図りながら、家庭や地域の教育力を向上させるとともに、社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む、地域が主体となった子育てしやすいコミュニティづくりを推進します。

(1) 認定こども園と小学校との連携の推進

幼児期の質の高い教育・保育の提供を確保するため、賀茂地区の広域実施による幼児教育アドバイザーの派遣を継続して実施していきます。

また、認定こども園や小学校での公開保育や公開授業を通して子どもの育ちや課題、保育内容、教育内容等について合同研修会を開催するなど、情報共有や相互理解を図ります。

さらに、スムーズな就学に向け、認定こども園園児指導要録を小学校に送り、話し合いを持つなどして連携を深めます。

(2) 次代の親の育成

中学校では、技術・家庭科で「保育体験」を行い子育ての意義や大切さを学んでいます。

令和6年度は、中学生及び高校生により伊豆海認定こども園、仁科認定こども園において、31日間の保育体験が実施されました。

引き続き「保育体験」の機会を通じ、乳幼児とふれあう機会の創出に努めるとともに、保育体験だけでなく、総合的な学習の時間の中で、子育てや生命の尊重、保育実習に関する学習を推進し、次代の親となる世代の育成を図ります。

(3) 家庭の教育力の向上

子どもの基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するため、こども園及び小中学校において家庭教育学級を開催し、救急救命講習等を実施しています。

児童数の減少に伴い保護者の負担は増加していますが、開催日程や内容の検討を行いながら、子どもの健全育成及び家庭における教育力の向上を目指し、引き続き、乳幼児家庭教育学級、小中学校家庭教育学級の開催及び内容の充実を図ります。

(4) ボランティア活動の促進

町では、夏休みを利用して、中学生が様々な分野の職場体験学習（ボランティア）を行っています。人口減少及び高齢化によりボランティア人材の確保が困難となっていることから、ボランティア活動に関する理解の促進が求められます。

町は、ボランティア団体の活動に関する情報提供を行います。また、学校支援ボランティアや図書館ボランティアなど、様々な機会、場所においてボランティアの力を活用するとともに、次世代の担い手の育成を推進します。

基本施策 2-2 母子保健の充実

地域を担う若者世代が、安心して子育てできる環境を整えるため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。また、小児医療体制の確保・充実に取り組みます。

(1) 母子健康手帳の交付

妊娠初期からお子さんが小学校に入学するまでの間のお母さんとお子さんの一貫した健康の記録である母子健康手帳を交付します。

また、妊娠届があったすべての妊婦に面接を実施し、必要に応じて支援計画を立てます。

(2) 妊婦・産婦健康診査

妊娠届出があった全ての妊産婦に妊婦・産婦健康診査の受診券を配布しています。

ハイリスクの妊産婦については、医療機関と密に連携をとり、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を実施していますが、町ではハイリスク妊産婦の事例が少ないことから、支援体制が整っているとは言えない状況です。

今後、安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子健康手帳とあわせて交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。

また、産後うつ対策を含めた産婦健診の受診券を交付します。

(3) 妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業

妊娠8か月頃に妊婦宅へと訪問し、現状把握と必要に応じた指導を行い、子どもの発育、育児に対する不安の解消を図っています。新生児及び乳児、産婦訪問の実施率は令和5年度実績では100.0%で、多くの妊産婦に広く受け入れられている事業となっています。

引き続き、正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康の確保と育児に関する支援を行います。

(4) 乳幼児健康診査

乳児健康診査（4、10 か月児）、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査など、幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。

また、未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。

(5) 予防接種事業

感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。

また、感染症予防のために受診勧奨を行っていますが、努力義務のため未接種となってしまうケースもあるため、予防接種に関する各種補助や予防接種の効果について、広く周知を図っていきます。

(6) 多様な健康相談、学習機会の充実

少子化の進行に伴い、集団でのパパママセミナーが実施できなくなってしまったことで、父親への育児知識の普及する機会が減少しつつあります。

母子の健康増進と安全の確保のため、母親だけでなく父親も含めた子育て当事者への出産・育児の知識の普及に努めます。

また、妊婦・産婦健康診査、幼児健康診査などの健診、歯科教室などの相談事業や妊婦の健康相談、乳幼児の食事指導や虫歯予防指導等を通じ、妊娠初期から育児まで、子育てに関する様々な相談及び多様な学習機会の充実を図ります。

(7) 子育て世代包括支援センターの設置

令和 2 年 4 月 1 日に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行っています。

今後も子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。

子育て世代包括支援センターの存在自体が認知されていないケースも見受けられることから、さらなるサービスの周知を図ります。

（８）乳幼児医療体制の確保

幼児健診の際には、近隣市町と連携し、幼児健診を実施しており、事前に医師と相談することで、適切な医療に繋がられるケースが増えています。

引き続き、近隣の市町等も含めた関係機関との連携を強化し、乳幼児医療体制の確保を図ります。

（９）産後ケアの充実

助産師による訪問やショートステイでは、産後の母親のメンタルヘルスや育児技術に対する指導を行っています。

引き続き、子育ての不安を解消するための助産師による訪問や助産施設におけるデイケア、ショートステイを実施し、子育て支援の充実を図ります。

基本施策 2-3 子どもの安全を守る地域づくり

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策、防災対策を推進するとともに、防犯に関する普及啓発を図ります。

（１）安全な道路交通環境の整備

通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間の整備に努めます。

また、通学路の変更等があった際にも柔軟に対応できるよう、整備の必要性について検討していきます。

（２）交通安全教育の推進

町では、交通安全協会と協力し、町内全ての認定こども園・小学校・中学校で交通安全教室を実施しています。

引き続き、認定こども園・小学校・中学校等で交通安全教室を開催し、交通ルールの周知徹底を図ります。

（３）交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施

警察等の協力を得ながら、交通・防犯ボランティア等へ講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援するとともに、交通安全パトロールなどの各種パトロールを実施します。

(4) 子どもの防災訓練・防災教育の推進

町では、町内2箇所のこども園で毎月1度避難訓練を実施しています。

災害が発生した際の子どもの安全を確保するために、教育・保育施設等における防災訓練を実施するとともに、防災教育を通じて児童の防災に対する理解の促進を図ります。

(5) 不審者情報の提供

不審者情報の提供を受けた場合には、町内の子育て関係機関等に学校連絡メール、FAX、電話等で提供し、情報の共有を図ります。

基本施策 2-4 仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた、働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

(1) 男女共同参画意識の啓発

町では、女性だけでなく、男性の育児休暇の取得など様々な場面での男女差別が無いよう呼びかけ等を行っています。

男女共同参画の考え方を周知するために、講習会を開催し、意識啓発に努めるなど、男女が共に対等な立場で子育てする社会づくりを推進します。

(2) 男性の育児参加の促進

父親を対象とした講習会、セミナーの開催を検討するとともに、男性の家事、育児への参加を促進します。

(3) 子育てを支援する就労環境づくりの促進

事業者の子育て支援に関連するセミナーのチラシ配布等の周知啓発を行っていますが、特に男性の育児休暇取得においては、社会的認知不足により低い取得率となっています。

子育てを支援する就労環境づくりを促進するため、育児休業制度の周知・普及、ノー残業デーの普及を図ります。

また、仕事と子育ての両立を推進する企業・事業所の普及を図ります。

(4) 女性の就労のための支援

出産・育児を機に離職した女性が再就職できるよう、育児休業制度等の周知・啓発を行い、働く女性が職場に復帰できるよう支援を行いました。

今後も、仕事と育児を両立できるよう、子育て世代包括支援センターを活用した相談・情報提供体制の充実を図り、女性の就労を支援します。



基本目標 3 誰一人取り残さない子ども・子育て支援体制の実現

基本施策 3-1 障がい児支援対策の充実

障がいの早期発見・早期療育に向けて乳幼児健診事業を充実させ、受診漏れのないように実施することを基本に、発達・発育に関する相談事業を実施します。特に、発達障がい等早期療育が必要な子どもには、適切な福祉サービスを紹介するとともに、適宜、節目ごとに連続的に支援を行うことができるように努めます。

(1) 早期発見・治療の推進

町では、保育教諭や保健師間との情報共有、健診前における医師との事前に打合せ等により、必要に応じて医療へと繋げる流れを作り、療育の支援を受けられるような土台づくりを行ってきました。

妊娠時の健康診査や相談、乳幼児の健康診査や相談を通じ、障がい等の早期発見や、発見されたときの早期治療を推進します。また、早期発見・治療の推進に向け、療育教室等、要支援児への支援体制を整えます。

(2) 障がい児保育

児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な乳幼児について保育します。

(3) 障害児通所支援事業

就学前の障がいのある子どもが通所して日常的基本動作訓練等を受ける児童発達支援、就学期の障がいのある子どもが通所して生活能力の向上や社会との交流の促進を図る放課後等デイサービスを紹介します。

(4) 障害児短期入所事業

在宅で障がい児を介護する保護者が、病気などの理由で、介護することが一時的に困難になった場合に、短期の施設入所サービスを紹介します。

(5) 障害児日中一時支援事業

一時預かりを行う複数の事業所と委託契約を交わし、支援が受けやすい体制を整備しています。

障がい児と暮らす家族の負担軽減・休息等のために、町の委託事業所へ障がい児を一時預ける際の費用を支援します。

（６）療育教室

専門職からの助言等を実施し、保護者の不安の軽減を図るとともに、季節のイベントをメニューの中に取り入れ、子どものすこやかな成長をサポートしています。

発育や発達に不安を抱える保護者に対し、遊びを通して幼児の成長をサポートするほか、子育て相談などを実施します。

（７）発達相談指導事業

関係機関と連携し、発達相談時には、対象者の関係機関も同席して共通した支援に繋がっています。

専門医による、発達面を中心とした乳幼児発達相談を保健所等で実施し、必要な支援につなげていきます。

基本施策 3-2 子どもと子育て家庭のための経済的な支援

高校生までの子どもがいる家庭に対して児童手当を支給するとともに、高校生までの医療費を助成するなど子育て家庭の経済的支援を行います。

また、ひとり親家庭、生活困窮世帯など経済的に困難を抱える子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもにとって、学習機会の確保を図ります。

（１）児童手当、子育てのための施設等利用給付等に関する制度の周知

児童手当制度、児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度や子育てのための施設等利用給付などに関する情報提供に努め、周知を図ります。

（２）すくすく医療費助成

高校生までの医療費完全無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

（３）ひとり親家庭等医療費助成

広報や相談を受けた際の提案などを通して、ひとり親家庭等医療費助成制度の住民理解の促進を図ったことにより、令和５年度は 193 件のひとり親家庭の親・子の受診について助成を行いました。

引き続き、制度に関する情報提供を図るとともに、国や県に対して制度の拡充を要望していきます。

（４）重度障害者医療費助成

町では、相談や手帳取得・更新の対象者に対して制度周知を図りながら、身体障害者手帳１級・２級および内部障害３級ならびに精神障害者手帳１級、療育手帳Ａをお持ちの方に対して、医療費の助成を行っています。

引き続き、制度に関する情報提供を図るとともに、国や県に対して制度の拡充を要望していきます。

基本施策 3-3 子育てしやすい生活環境の整備

身近な地域に、いつでも気軽に出かけていき、安全に安心して親子が過ごせる遊び場などを整備し、快適な生活環境となるように、住みよいまちづくりを推進します。

（１）公園・広場等の整備推進

総務課検査管理係で公園の管理（草刈・遊具等）を行っていますが、遊具は老朽化し、使用状況や安全性の確保によっては撤去も考慮しながらの管理となっています。

町の各管理担当部署において、公園や広場をはじめ、公共施設等の空き部屋を利用した遊び場の整備や、既存施設の再整備について検討します。また、児童公園の遊具の点検など施設管理に努めるとともに、必要に応じて整備を行います。

（２）公共施設における「子育てバリアフリー」の推進

黄金崎クリスタルパーク、黄金崎芝生広場の改修・更新工事において、スロープを含め改修を行い、利用者の利便性の向上を図りました。

体育施設は老朽化した施設が多く、故障箇所の修繕で対応しています。

引き続き、公共建築物の整備については、設計段階からユニバーサルデザインの考え方の共有化を図り、すべての人が安心・安全に利用できる施設整備を図ります。

（３）安心して外出できる環境の整備

高齢者、障がい者、妊産婦、子ども連れの家庭が安心して外出し、社会参加できるまちづくりを目指して、「歩道部分のバリアフリー化」や「歩行しやすい道への改修」、公共施設での授乳コーナー・託児室・ベビーベッドを備えたトイレ等の整備について検討します。

町では、令和６年度より、乳幼児を抱える世帯が安心して外出できるよう、おむつ交換台やベビーベッド、授乳スペースを提供するための設備を整備しようとする事業者に対し、補助金を交付する事業を行っています（赤ちゃん休憩施設整備事業）。

基本目標 4 子ども・若者の尊厳が尊重される社会の実現

基本施策 4-1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童相談所等との連携による児童虐待予防体制の強化

要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。

また、虐待を受けた子ども、非行児童、不登校児童、障がい児及びその他支援の必要な児童や児童の家族への適切な支援を図るため、児童福祉機関、教育機関、警察、その他の関係機関と連携し、虐待防止活動、早期発見、援助活動を推進します。

(2) 児童虐待に対する相談の充実

町では、要保護児童対策地域協議会において、実務者会議を年3回、代表者会議を年1回開催し、要保護児童の早期発見と早期対応に努めています。また、必要に応じてケース会議を行い関係者による支援を行いました。

今後も、賀茂児童相談所や関係機関との連携体制を強化し、適切かつ迅速な対応を行い、要保護児童への支援を行います。

基本施策 4-2 「子どもの権利」の保障

(1) 子どもの権利の普及啓発

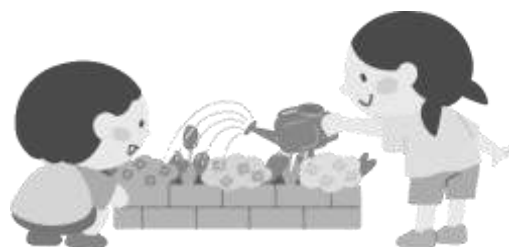
令和5年4月に国により「こども基本法」が施行され、より一層社会全体でこどもの権利や子どもの意見の尊重が重要視されるようになりました。このことを背景に、子どもの権利の認知度を向上させるための周知・啓発活動を推進していきます。

(2) 要保護児童対策地域協議会との連携

要保護児童対策地域協議会と連携し子どもの権利の保障を図ります。

(3) 人権に関する相談・教育・啓発の推進

人権に関する相談・教育・啓発を推進し子どもの権利の保障を図ります。



基本施策 4-3 子ども・若者の意見の尊重

(1) 子どもの意見募集の推進

「こども基本法」では、全てのこども・若者について、その年齢・発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

このことから子どもの意見を聴取する取組を検討し、実施していきます。



第7章 主要事業の量の見込みと提供体制

第1節 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域のことです。

2. 本町における教育・保育提供区域

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域（基本型）を、町全域（1区域）に設定して教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第2節 量の見込みとサービス提供体制の確保について

1. 量の見込みとは

子ども・子育て支援事業計画では、保育所や幼稚園・認定こども園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

量の見込みとは、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び町が実施するその他の子ども・若者、子育て当事者への支援に資する取組の対象者人口の動向、町民アンケート結果、これまでの事業実績等を総合的に勘案し、今後必要と見込まれるサービス量のことで

す。

2. 子ども・若者人口の推計

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■ 1歳階級別推計人口 ■

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	15	14	15	14	13
1歳	15	15	14	15	14
2歳	13	15	15	14	15
3歳	11	12	14	14	14
4歳	15	10	11	13	13
5歳	22	15	10	11	13
6歳	20	21	14	9	10
7歳	20	20	21	14	9
8歳	10	20	20	21	14
9歳	22	10	20	21	22
10歳	17	21	10	19	20
11歳	23	17	21	10	20
12歳	27	22	17	21	10
13歳	34	27	22	17	21
14歳	36	34	27	22	17
15歳	37	35	33	26	22
16歳	32	37	35	33	26
17歳	45	32	37	35	33
18歳	32	38	27	31	29
19歳	34	27	32	24	26
合計	480	442	415	384	361

※ 住民基本台帳による人口実績に基づく、コーホート変化率法による推計。

3. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分は、次の1号認定から3号認定となり、認定区分の必要な事業については、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を決定します。

■教育・保育給付の認定区分■

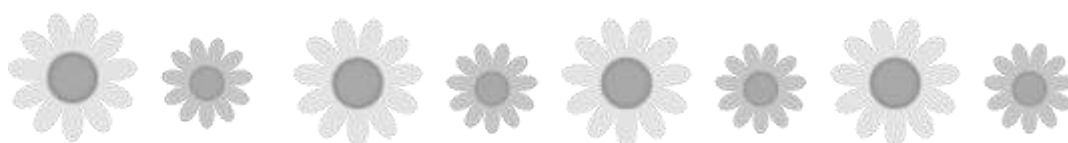
認定区分	対象者	給付の内容	利用できる施設・事業等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間※	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

※ 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）などの対象となります。

資料：「子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け」

4. 提供体制の整備

算出された量の見込みに対応するよう、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービス提供体制（確保の内容及び実施時期）を設定し、必要な確保方策の推進に努めます。



第3節 幼児期の教育・保育給付の量の見込みと提供体制

1. 教育・保育に関する施設・事業について

教育・保育に関する施設・事業は、小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

■教育・保育施設■

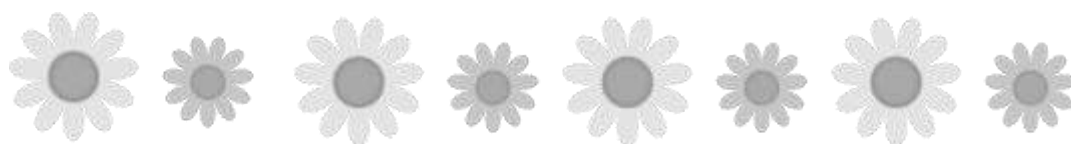
種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳

※ 教育・保育施設のうち、町が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育事業■

種別	概要	対象年齢	利用定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業	0～2歳	5人以下
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業		6～19人
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で、1対1で保育する事業		—
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業		—

※ 地域型保育事業のうち、町が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。



2. 幼児期の教育・保育給付の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定

事業の概要

3～5歳児の1号認定子どもを、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園）等において保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達の助長を支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	6	5	5	5	5
確保方策(B)	人	57	57	57	57	57
特定教育・保育施設	人	57	57	57	57	57
特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
認可外施設	人	0	0	0	0	0
(B)－(A)	人	51	52	52	52	52

※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく見込みを記載しています。

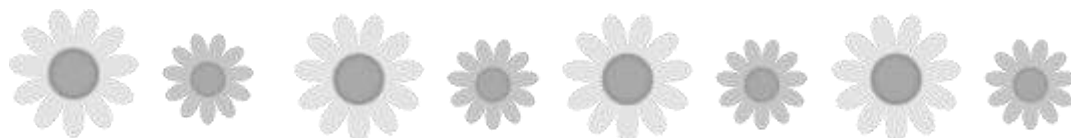
今後の方向性

仁科認定こども園（幼稚部）、伊豆海認定こども園（幼稚部）の2園にて実施しており、各園の受入可能定員はニーズ量を十分満たしています。

引き続き今後の利用ニーズを勘案しつつ、施設の規模にあわせた適正な定員数を確保します。

■町内の特定教育・保育施設定員■

施設名	住所	単位	3歳	4歳	5歳	合計
仁科認定こども園（幼稚部）	仁科 267	人	10	10	10	30
伊豆海認定こども園（幼稚部）	田子 1709-50	人	9	9	9	27
合計定員数		人	19	19	19	57



(2) 2号認定

事業の概要

3～5歳児の2号認定子どもに対して、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）等において適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	40	31	29	32	33
2号認定（教育ニーズ）	人	—	—	—	—	—
2号認定（上記以外）	人	40	31	29	32	33
確保方策(B)	人	72	72	72	72	72
特定教育・保育施設	人	72	72	72	72	72
その他の事業	人	0	0	0	0	0
(B)－(A)	人	32	41	43	40	39

※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく見込みを記載しています。

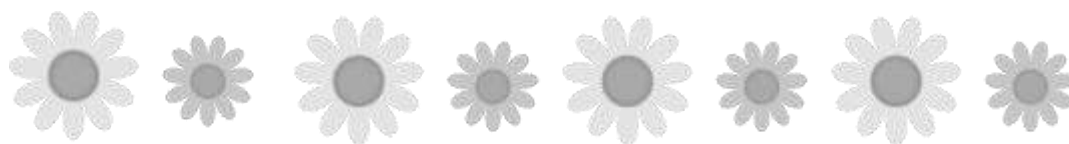
今後の方向性

仁科認定こども園（保育部）、伊豆海認定こども園（保育部）の2園にて実施しており、各園の受入可能定員はニーズ量を十分満たしています。

引き続き今後の利用ニーズを勘案しつつ、適正な定員数を設定します。

■町内の特定教育・保育施設定員■

施設名	住所	単位	3歳	4歳	5歳	合計
仁科認定こども園（保育部）	仁科 267	人	15	15	15	45
伊豆海認定こども園（保育部）	田子 1709-50	人	9	9	9	27
合計定員数		人	24	24	24	72



(3) 3号認定

事業の概要

0歳児及び1・2歳児の3号認定子どもに対して、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業等において適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	20	21	20	21	19
0歳	人	2	2	2	2	1
1歳	人	8	8	7	8	7
2歳	人	10	11	11	11	11
確保方策(B)	人	37	37	37	37	37
特定教育・保育施設	人	37	37	37	37	37
その他の事業	人	0	0	0	0	0
(B)－(A)	人	17	16	17	16	18

※ 0歳の量の見込みは、実績に基づく見込みを記載しています。

1～2歳の量の見込みは、町民アンケート調査に基づく見込みを記載しています。

③ 3号認定の保育利用率

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	%	13.3	14.3	13.3	14.3	7.7
1歳	%	53.3	53.3	50.0	53.3	50.0
2歳	%	76.9	73.3	73.3	78.6	73.3

※ 保育利用率＝当該年度の量の見込み÷当該年度の年齢別推計人口

今後の方向性

仁科認定こども園（保育部）、伊豆海認定こども園（保育部）の2園及び地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ））にて保育を実施し、各園及び地域型保育事業によりニーズに対応します。

■町内の特定教育・保育施設■

施設・事業名	住所	単位	0歳	1歳	2歳	合計
特定教育・保育施設		人	3	12	22	37
仁科認定こども園（保育部）	仁科 267	人	3	6	12	21
伊豆海認定こども園（保育部）	田子 1709-50	人	0	6	10	16

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1. 利用者支援事業

事業の概要

子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用などについて、情報の集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、関係機関との連絡や調整等を行います。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	箇所	2	2	2	2	2
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
確保方策(B)	箇所	2	2	2	2	2
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
(B)－(A)	箇所	0	0	0	0	0

- ※ 基本型：当事者の目線に立った、寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を行う。
- ※ 特定型：主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
- ※ こども家庭センター型：、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ²を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応する。

今後の方向性

本町では、現在2つの地域子育て支援センター（仁科、田子）にて、その役割を担っており、引き続き地域子育て支援センターにおいて、支援を必要とする家庭の状況を継続的に把握し、情報の集約と提供を行うとともに、必要に応じて関係機関と協力し、支援プランを策定するなどの支援を行います。

また、今後は、庁内各関係機関と連携のうえ、こども家庭センターの設置について検討します。

² ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ：ハイリスクアプローチでは、リスクの高い人々に向けた取組を展開する一方、ポピュレーションアプローチでは、現在リスクが高くない人も含めた一人ひとりの行動変容が重要だという考え方に基づいて取組を展開する。

2. 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

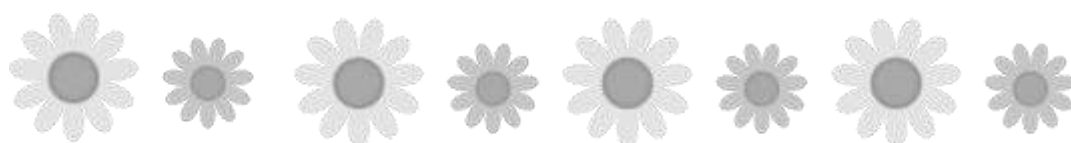
■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	4	3	3	3	3
確保方策(B)	人	0	0	0	0	0
(B)－(A)	人	▲4	▲3	▲3	▲3	▲3

※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく利用実人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

町民アンケート調査結果に基づく量の見込みでは、若干のニーズがみられることから、時間外保育事業の実施について、文教施設の再編も含め検討を行います。



3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	38	39	35	32	31
1年生	人	17	18	12	8	9
2年生	人	5	5	5	4	3
3年生	人	3	6	6	7	5
4年生	人	7	4	7	7	7
5年生	人	3	4	2	4	4
6年生	人	3	2	3	2	3
確保方策(B)	人	38	38	38	38	38
	箇所	1	1	1	1	1
(B)－(A)	人	0	▲1	3	6	7

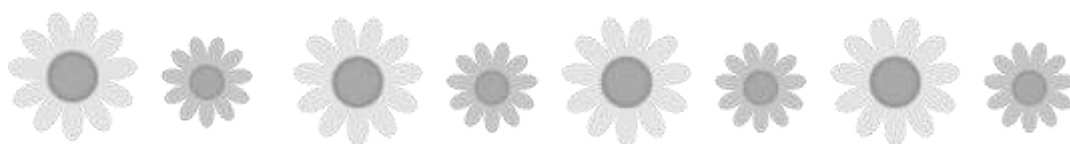
※ 量の見込みは、実績に基づく利用実人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

放課後児童クラブは仁科小学校の余裕教室を利用して1箇所で実施しています。

町民アンケート調査結果に基づく量の見込みでは、令和8年度の見込み数が最も多くなり、定員を超過することが危惧されますが、その後は少子化の影響により見込み数が減少するとみられます。

すべての児童が毎日利用するという状況ではないことから、現状の定員数を維持しつつ、利用ニーズを注視しながら柔軟な受け入れが可能となるよう努めます。



4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	578	514	502	514	521
確保方策(B)	人日	—	—	—	—	—
(B)－(A)	人日	▲578	▲514	▲502	▲514	▲521

※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

町民ニーズ調査による量の見込みでは、一定の町民ニーズが確認されていますが、サービスを提供できる事業所が町内にないことから、町単独での実施は困難となっています。

今後も町民ニーズの動向を注視しつつ、必要に応じて町外の事業所でのサービス利用に繋げるなど、相談支援の充実を図ります。

5. 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	15	14	15	14	13
確保方策(B)	人	15	14	15	14	13
(B)－(A)	人	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは、当該年度における0歳児推計人口を記載しています。

今後の方向性

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭に訪問し、支援を行います。

6. 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	15	14	15	14	13
		※ 本町では、乳児家庭全戸訪問事業にて対象世帯の把握を行っています。				
確保方策		実施体制：保健師（4名） 実施機関：健康福祉課 健康係・福祉係				

※ 量の見込みは、当該年度における0歳児推計人口を記載しています。

今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業にて対象となった家庭に対し、必要な支援を行います。

7. 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	1,936	1,981	1,981	1,936	1,891
	箇所	2	2	2	2	2
確保方策		実施機関：地域子育て支援センター（仁科 267） 地域子育て支援センター（田子 1709-50）				

※ 量の見込みは、地域子育て支援事業の利用実績に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

現在、仁科地区、田子地区の2拠点で実施しています。

コロナ禍以降、利用者数が大きく減少していますが、一定のニーズがあることから、事業を継続実施するとともに、拠点の再編も含めた検討を行います。

8. 一時預かり事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園その他の場所で一時的に預かる事業です。

■量の見込みと確保方策（幼稚園型）■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	0	0	0	0	0
1号認定による利用	人日	0	0	0	0	0
2号認定による利用	人日	0	0	0	0	0
確保方策(B)	人日	－	－	－	－	－
(B)－(A)	人日	－	－	－	－	－

■量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く※）■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	129	115	112	115	117
確保方策(B)	人日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
(B)－(A)	人日	1,311	1,325	1,328	1,325	1,323

※ 保育の実施の対象とならない児童のうち、西伊豆町に住所を有する1歳～就学前の児童を対象としています。

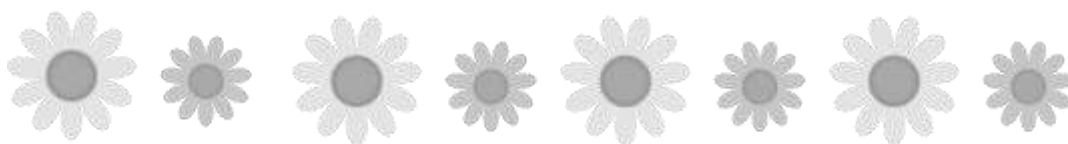
※ 量の見込みは、実績に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

一時預かり事業（幼稚園型）については、現在、本町では実施していません。

町民アンケート調査結果による見込みでは、一定の利用ニーズがみられますが、当面の間は、幼稚園型を除く一時預かり事業による受け入れを行います。

幼稚園型を除く一時預かり事業については、地域子育て支援センター（田子）にて実施しています。近年はニーズの高まりがみられており、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による確保を含め、より一層充実した事業を実施できるよう、体制整備に努めます。



9. 病児保育事業

事業の概要

病気中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	398	354	346	354	359
確保方策(B)	人日	—	—	—	—	—
(B)－(A)	人日	▲398	▲354	▲346	▲354	▲359

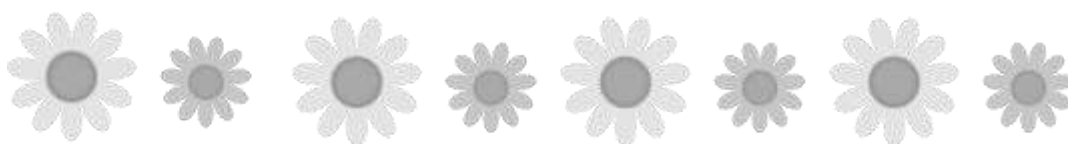
※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

現在、本町では実施していない事業です。

町民アンケート調査結果による見込みでは、利用ニーズがみられるものの、事業の実施には看護師や保育士等の確保が必要となるため、町単独での実施は困難となっています。

子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）の実施や、周辺市町を含めた広域で実施を含め、ニーズへの対応策を検討していきます。



10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児対象】

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3つに区分されます。本項では、国の示す方法に従い、就学児に対する事業を中心に記載し、就学前児童を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は「一時預かり事業（幼稚園型を除く）」の中で、病児・緊急対応強化事業は、「病児保育事業」の中で見込んでいます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	23	24	23	20	19
低学年	人日	13	16	15	12	9
高学年	人日	10	8	8	8	10
確保方策(B)	人日	—	—	—	—	—
(B)－(A)	人日	▲23	▲24	▲23	▲20	▲19

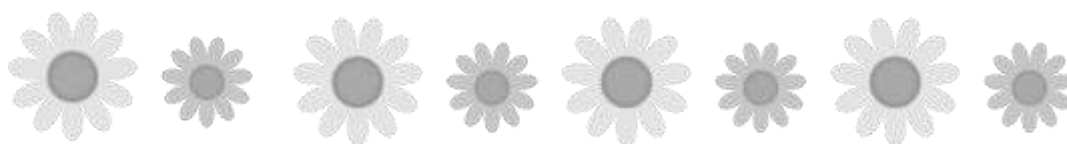
※ 量の見込みは、町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

現在、本町では実施していない事業です。

町民アンケート調査結果による見込みでは、若干の利用ニーズがみられます。

事業の実施には依頼会員の把握や提供会員の確保など、地域住民の協力によりサポート体制を整備していく必要があるため、保護者や地域の方々の協力を得ながら、実施体制の整備について検討します。



11. 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策■

施設名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	15	14	15	14	13
	回※	240	224	240	224	208
確保方策	実施場所：県内委託医療機関及び助産所 実施内容：健診 16 回、超音波 4 回、血液検査 1 回、 血算検査 1 回 実施時期：妊娠初期～（公費負担回数 16 回まで）					

※ 量の見込み（回）は、1人当たりの利用回数を16回と想定し、量の見込み（人）に乗じたものです。

今後の方向性

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

令和7年度からは、遠方の産科医療機関で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援を実施する予定です。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

現在、本町では実施していない事業ですが、「子どものための教育・保育給付」を拡大して、引き続き町内の認定こども園において保育料の無償化や給食費の無償化を行っていきます。

13. 多様な事業者が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育事業等の拡大を図る事業です。

今後の方向性

事業者等より相談があった場合には、町民ニーズや、国及び近隣自治体等の動向を踏まえた検討を行います。

14. 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

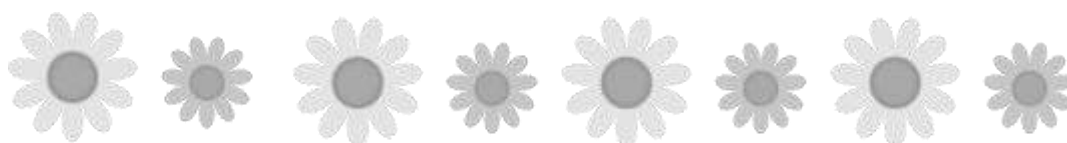
■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	13	12	11	10	9
確保方策(B)	人日	13	12	11	10	9
(B)－(A)	人日	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき、年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。

今後の方向性

支援が必要と思われる子育て家庭を訪問し、子育ての相談や学習環境を整えるための助言等の支援を実施していきます。



15. 児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

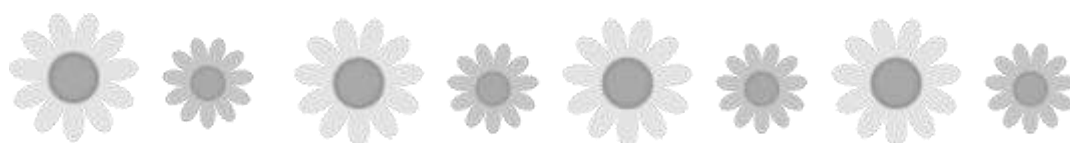
■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	5	5	4	4	3
確保方策(B)	人	6	6	6	6	6
(B)－(A)	人	1	1	2	2	3

※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき、対象児童数の見込みを記載しています。

今後の方向性

現在、町では何らかの心理的又は情緒的な原因により、学校へ登校しない、又はしたくてもできない状態にある児童及び生徒に対する相談、指導を行い学校への復帰を支援するために教育支援センターを設置しています。指導員の確保が課題となっていますが、児童育成支援拠点施設として今後も児童をサポートする場として開設していくよう努めます。



16. 親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

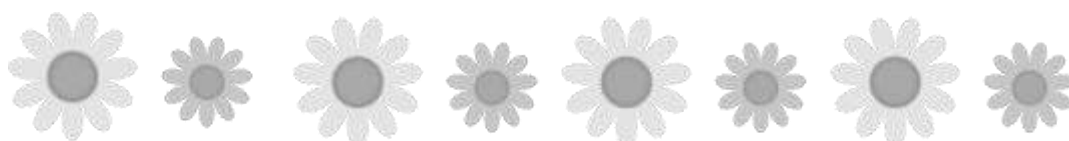
■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	13	12	11	10	9
確保方策(B)	人	0	12	11	10	9
(B)－(A)	人	▲13	0	0	0	0

※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき、対象児童数の見込みを記載しています。

今後の方向性

同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行う機会を設け支援します。



17. 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

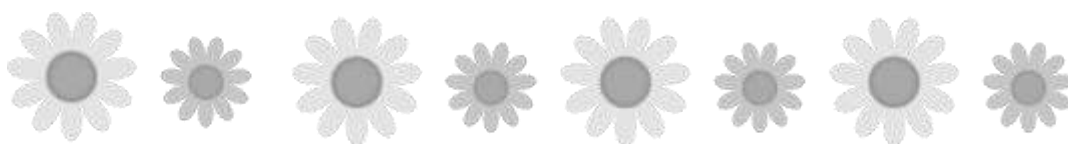
■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)=(a)×(b)	回	27	24	21	18	15
妊娠届出数の見込み(a)	件	9	8	7	6	5
1組あたり面談実施回数(b)	回	3	3	3	3	3
確保方策(B)	回	27	24	21	18	15
地域子育て支援センター等	回	27	24	21	18	15
業務委託	回	0	0	0	0	0
(B)－(A)	回	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき算出された見込み量を記載しています。

今後の方向性

住民の妊娠、出産、子育てに関するニーズを的確に把握し、それぞれの時期に抱える不安の軽減を図るため、妊娠期から養育者の心身の健康や子どもの発達・発育に合わせた育児の相談ができるよう支援します。



18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

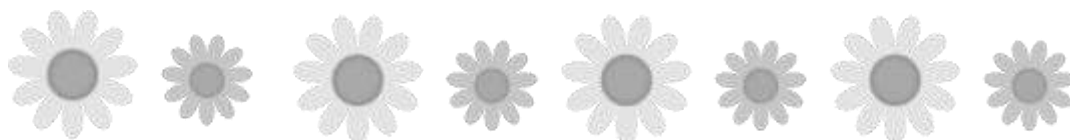
■量の見込みと確保方策■

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み(A)	人日	1	1	1	1	1
	確保方策(B)	人日	0	0	0	1	1
	(B)－(A)	人日	▲1	▲1	▲1	0	0
1歳	量の見込み(A)	人日	0	0	0	0	0
	確保方策(B)	人日	0	1	1	1	1
	(B)－(A)	人日	0	1	1	1	1
2歳	量の見込み(A)	人日	0	0	0	0	0
	確保方策(B)	人日	0	5	5	4	5
	(B)－(A)	人日	0	5	5	4	5

※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき、一人一月当たりの利用時間を最大10時間と見込み、一月当たりの延べ利用時間数を人数換算したものです。

今後の方向性

対象となる乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握し当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行っていきます。



19. 産後ケア事業

事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	4	4	4	2	2
確保方策(B)	人日	4	4	4	2	2
(B)－(A)	人日	0	0	0	0	0

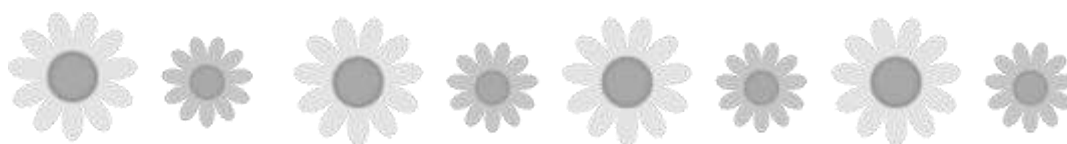
※ 量の見込みは、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき算出された延べ利用日数の見込みを記載しています。

今後の方向性

産後の一定期間において、育児支援を必要とする母子を対象に心身の安定と育児不安の解消を図ります。

実施内容としては、次のとおりです。

- (1) 宿泊型（ショートステイ）
- (2) 日帰り型（デイケア）
- (3) 訪問型（アウトリーチ）



第5節 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本町では、現在、公立の認定こども園が2園開設されており、引き続き幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に努めていきます。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策

本計画の基本理念の実現を目指し、教育・保育施設については、保育士研修の実施等を通じて保育の質の向上を図ります。

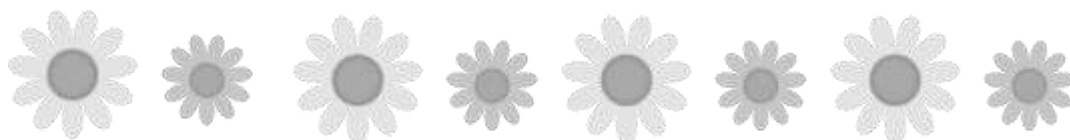
また、地域型保育事業（家庭的保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援していきます。ただし、現時点では保育事業を実施する事業者がない状況です。

さらに、保護者の多様なニーズに沿った子育て支援を行うため、家庭や認定こども園、地域が連携を密にし、地域の実情にあった効果的な地域子ども・子育て支援事業を提供します。

3. 教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携及び小学校等との連携の推進方策

個々の発達段階にあわせ、教育・保育施設及び地域型保育事業所間の情報共有や交流活動等を促進するとともに、教育・保育施設及び地域型保育事業から小中学校への切れ間のない支援が得られるよう、各施設間の連携を推進します。

また、保幼小中の一貫した取組を通して、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できるきめ細かな対応を図ります。

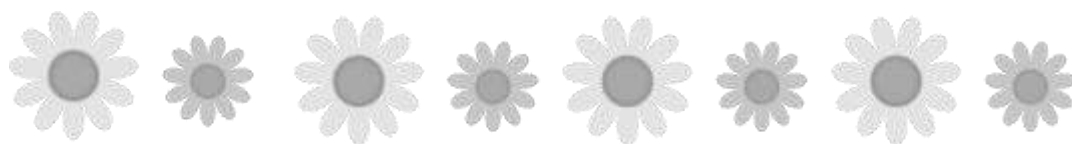


第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組が重要となります。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を推進します。



第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

子ども・子育てにかかわる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、教育委員会が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業などの地域組織と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当、子育てのための施設等利用給付等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

2. 社会情勢や経済情勢にあわせた柔軟な対応

本計画の基本目標に基づく各種事業の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進を図ります。

なお、本計画における事業の計画値は、住民のニーズの変化や国における新たな施策などに適切に対応するよう、必要に応じて見直しを行います。

第2節 進捗状況の把握

本計画の推進にあたっては、教育委員会が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。



西伊豆町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 10 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項に規定する合議制の機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 72 条第 1 項に規定する合議制の機関として、西伊豆町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する町の職員
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

西伊豆町子ども・子育て会議委員名簿

順不同、敬称略

No.	区 分	氏 名	所 属
1	子どもの保護者	カトウ 悠名	仁科地区保護者 代表
2		花田 麻莉子	田子地区保護者 代表
3		藤井 美貴	安良里地区保護者 代表
4		佐久間 佳子	宇久須地区保護者 代表
5	子育て支援事業従事者	山本 美生	西伊豆町立認定こども園 代表
6		齋藤 雅子	子育て支援センター 代表
7	学識経験者	山本 昭代 ※副会長	学識経験者
8	町長が必要と認める者	森 真治 ※会長	西伊豆町立仁科小学校 校長
9		薮田 栄和	西伊豆町社会福祉協議会 職員
10		藤井 雄太 (～R6.9.30) 山本 美智留 (R6.10.1～)	西伊豆町役場健康福祉課福祉係

計画策定経過

年	開催日等	内 容
令和5年	11月17日	令和5年度 第2回西伊豆町子ども・子育て会議 (1) 合同保育・主食の提供について (2) 一時預かり事業について (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画について (4) その他
令和6年	2月7日	令和5年度 第3回西伊豆町子ども・子育て会議 (1) 放課後児童クラブアンケート結果について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年	3月	西伊豆町子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 【調査種別】 ①就学前児童の保護者対象調査 ②小学生児童の保護者対象調査 【有効回収数（回収率）】 ①就学前児童の保護者：78票（回収率94.0%） ②小学生の保護者：104票（回収率92.9%）
	6月27日	令和6年度 第1回西伊豆町子ども・子育て会議 (1) 放課後児童クラブについて (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
	10月3日	令和6年度 第2回西伊豆町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について (2) その他
令和7年	2月14日	令和6年度 第3回西伊豆町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画について (2) バasketゴールについて (3) その他
令和7年	2月	町民向けパブリックコメント

**第3期 西伊豆町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)**

令和7年3月

発 行 西伊豆町教育委員会 学校教育係
〒410-3502
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里97番地の2
TEL: 0558-56-0212
FAX: 0558-54-404